

# 最近の水道行政について

---

国土交通省水管理・国土保全局  
水道事業課  
(上下水道審議官グループ)

# 1. 水道整備・管理行政の移管について

# 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の概要

## 改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、関係審議会の新設及び所掌事務の見直しを行う。

## 改正の概要

### 1. 食品衛生基準行政の機能強化【食品衛生法】

- ① 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務について、科学的知見に基づきつつ、食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項の総合調整等に係る事務と一体的に行う観点から、厚生労働大臣から内閣総理大臣（消費者庁）に移管する。
- ② 薬事・食品衛生審議会の調査審議事項のうち、食品衛生法の規定によりその権限に属せられた事項であって厚生労働大臣が引き続き事務を行うもの（食品衛生監視行政）に関しては、厚生科学審議会に移管する。

### 2. 水道整備・管理行政の機能強化【水道法、水道原水水質保全事業の実施に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画法】

- ① 水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務について、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働大臣から環境大臣に移管する。
- ② 水道整備・管理行政であって①に掲げる事務以外の事務について、社会資本の総合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管するとともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開発局長に委任できることとする。
- ③ 災害対応の強化や他の社会資本と一体となった効率的かつ計画的な整備等を促進するため、水道を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象施設に加える。

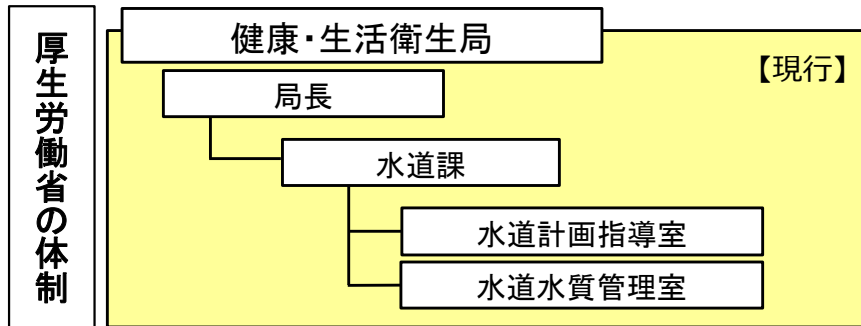
### 3. 所掌事務等の見直し【厚生労働省設置法、国土交通省設置法、環境省設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法】

- ① 厚生労働省、国土交通省、環境省及び消費者庁の所掌事務並びに関係審議会の調査審議事項に係る規定について所要の見直しを行う。
- ② 国土交通省地方整備局及び北海道開発局の業務規定の整備を行う。
- ③ 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務の調査審議を行う審議会（食品衛生基準審議会）を消費者庁に設置する。等

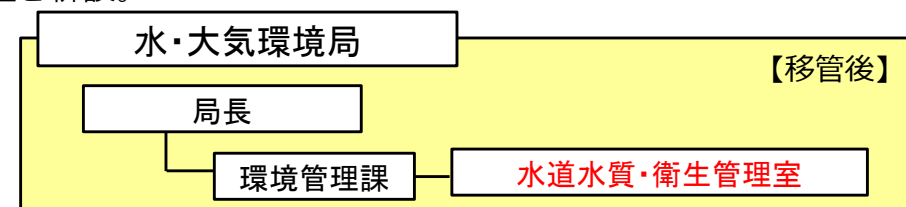
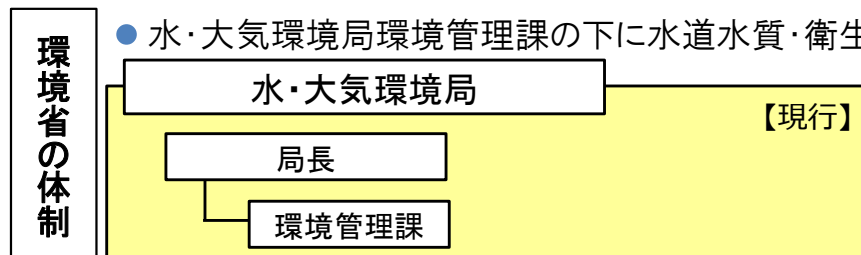
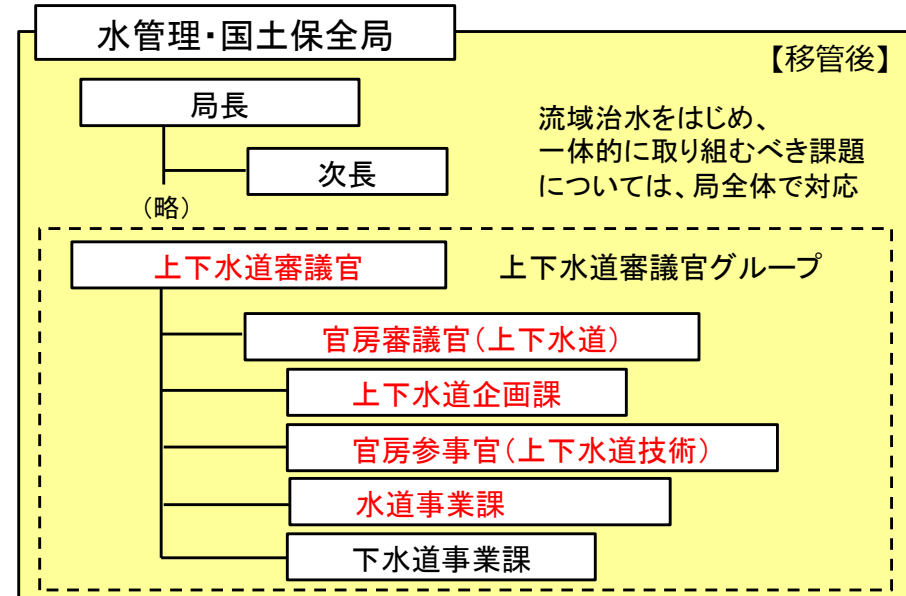
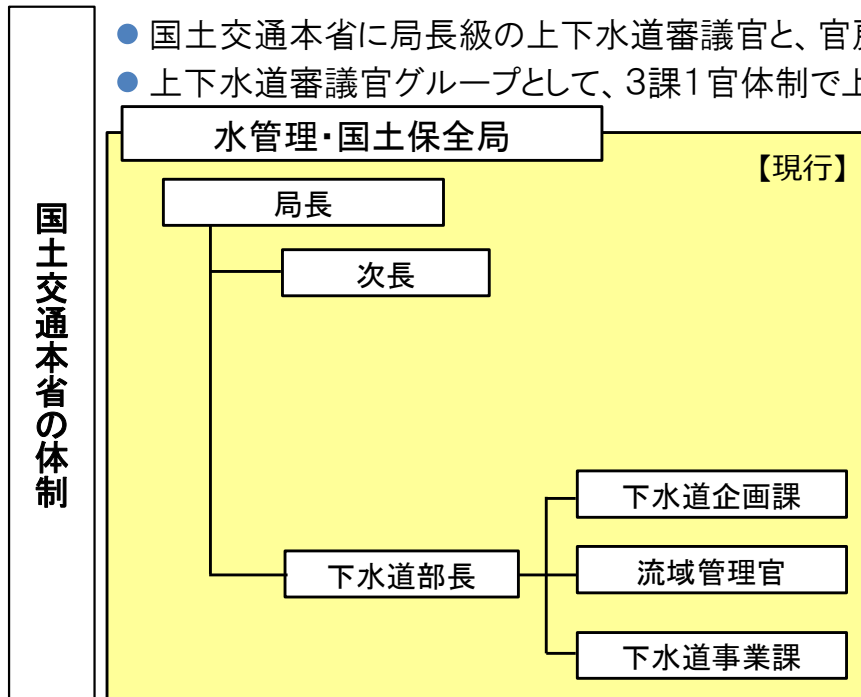
## 施行期日

令和6年4月1日

# 水道整備・管理行政の体制①



- 国土交通本省に局長級の上下水道審議官と、官房審議官(上下水道)を新設。
- 上下水道審議官グループとして、3課1官体制で上下水道一体の組織体制を整備。

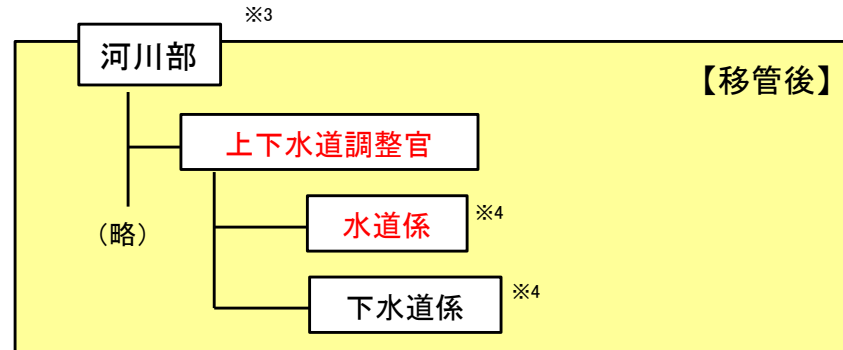
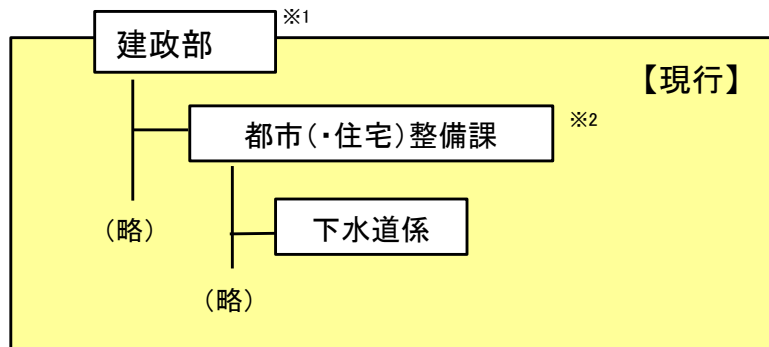




# 水道整備・管理行政の体制②

## 2. 地方整備局及び北海道開発局における体制

- 地方整備局では、河川部に上下水道調整官や水道係等を新設するとともに、建政部が所管する下水道行政を河川部に移管し、上下水道一体の組織体制を整備。



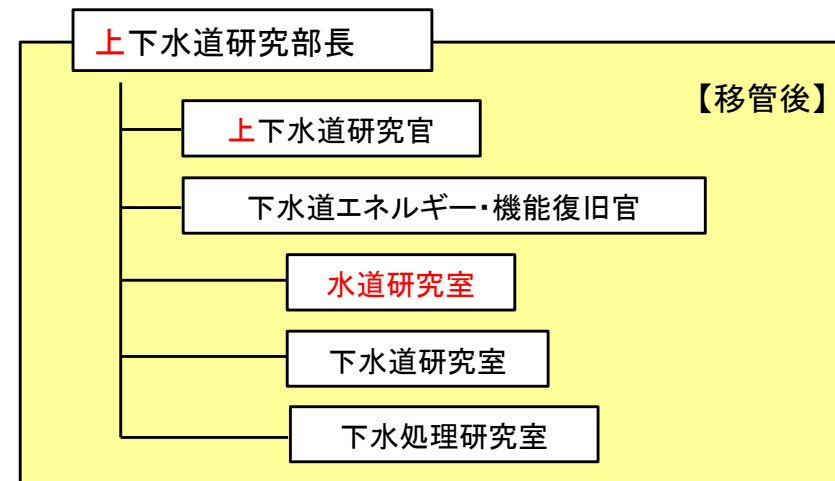
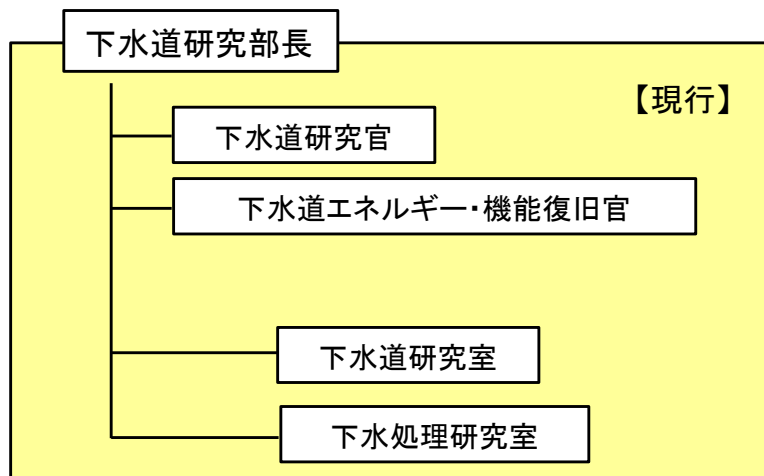
※1,2,3 北海道開発局ではそれぞれ事業振興部、都市住宅課、建設部

※4 地方整備局では水道係、下水道係は地域河川課に所属

北海道開発局では上下水道調整官、水道係、下水道係地方整備課に所属

## 3. 国土技術政策総合研究所における体制

- 国土技術政策総合研究所に水道研究室を新設し、水道に係る研究を新たに実施。



※3 国立保健医療科学院の水道関係の組織は、当面の間、引き続き科学院に存置

## 2. 能登半島地震による断水について

# 過去の地震等における断水状況

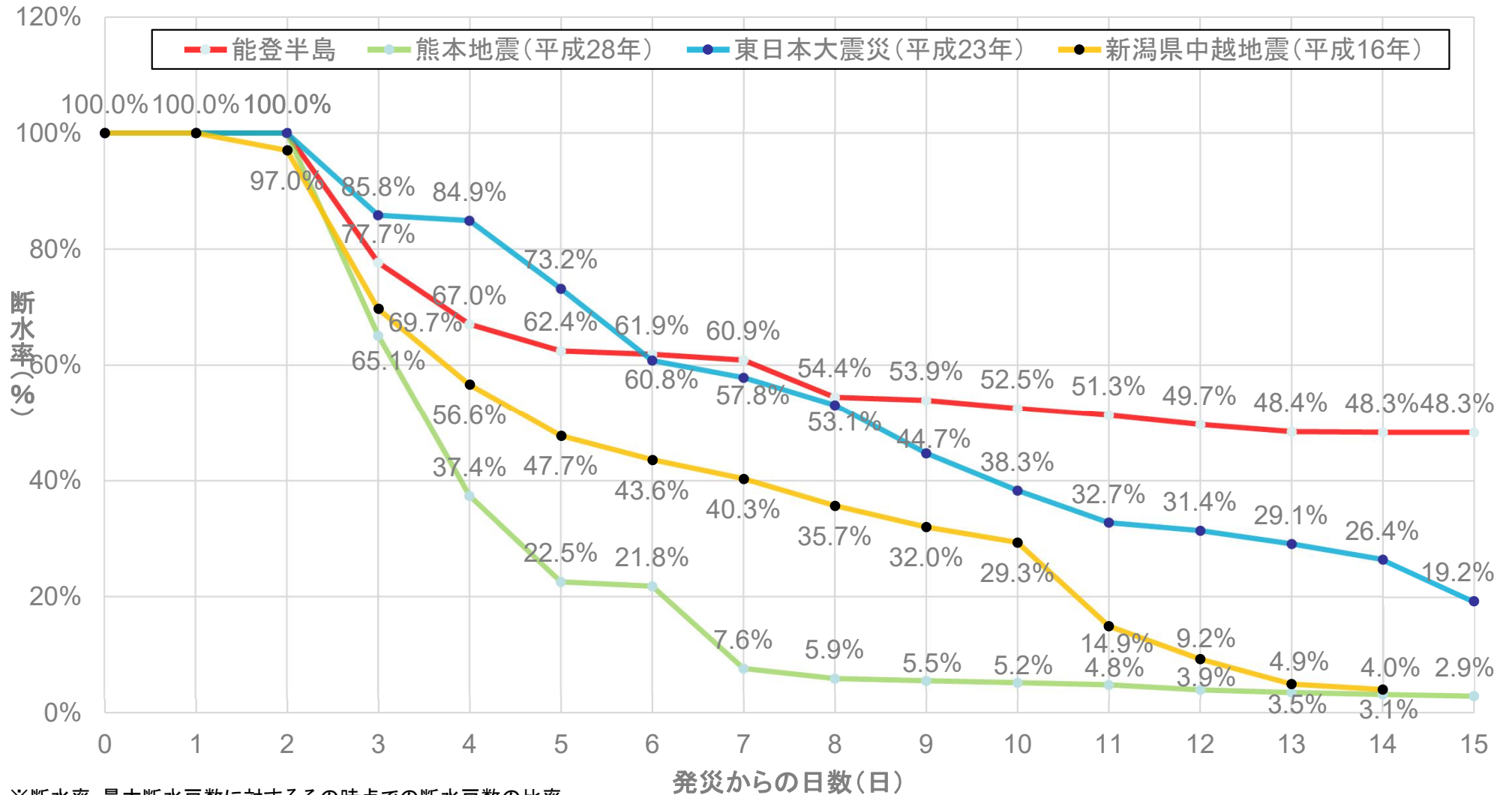
主な地震による被害

地震名等	発生日	最大震度	地震規模(M)	断水戸数	断水継続期間
阪神・淡路大震災	平成7年1月17日	7	7.3	約 130 万戸	約3ヶ月
新潟県中越地震	平成16年10月23日	7	6.8	約 13 万戸	※ <sup>1</sup> 約1ヶ月
新潟県中越沖地震	平成19年7月16日	6強	6.8	約 5.9 万戸	20日
岩手・宮城内陸地震	平成20年6月14日	6強	7.2	約 5.6 千戸	※ <sup>1</sup> 18日
東日本大震災	平成23年3月11日	7	9.0	約 256.7 万戸	※ <sup>1</sup> 約5ヶ月
長野県神城断層地震	平成26年11月22日	6弱	6.7	約 1.3 千戸	25日
熊本地震	平成28年4月14・16日	7	7.3	約 44.6 万戸	※ <sup>1</sup> 約3ヶ月半
鳥取県中部地震	平成28年10月21日	6弱	6.6	約 1.6 万戸	4日
大阪府北部を震源とする地震	平成30年6月18日	6弱	6.1	約 9.4 万戸	2日
北海道胆振東部地震	平成30年9月6日	7	6.7	約 6.8 万戸	※ <sup>1</sup> 34日
福島県沖の地震	令和3年2月13日	6強	7.3	約 2.7 万戸	6日
福島県沖の地震	令和4年3月16日	6強	7.4	約 7.0 万戸	7日

 ※<sup>1</sup> 家屋等損壊地域、全戸避難地区、津波地区等を除く

# 過去の地震等における断水状況との比較

- 現在断水が続いている状況であるが、東日本大震災や熊本地震などと比較しても、能登半島地震に伴う断水継続期間に大きく差はないものの、断水率が高い。



※断水率:最大断水戸数に対するその時点での断水戸数の比率

# 過去の主要地震における管路施設の被害との比較

## 能登半島地震

事業体	(箇所/km)	備考
輪島市	2.63 <sup>2/4</sup>	修理：49箇所 通水：18.6km
能登町	2.66 <sup>2/4</sup>	修理：190箇所 通水：71.4km
穴水町	0.90 <sup>1/24</sup>	修理：24箇所 通水：26.6km※

※：宇留地浄水場～能登空港の10km弱は「耐震継手管」で被害なし

## 東北地方太平洋沖地震

事業体	(箇所/km)
仙台市	0.07
栗原市	0.24
涌谷町	0.36

## 熊本地震

事業体	(箇所/km)
熊本市	0.03
西原村	0.43

## 新潟県中越地震

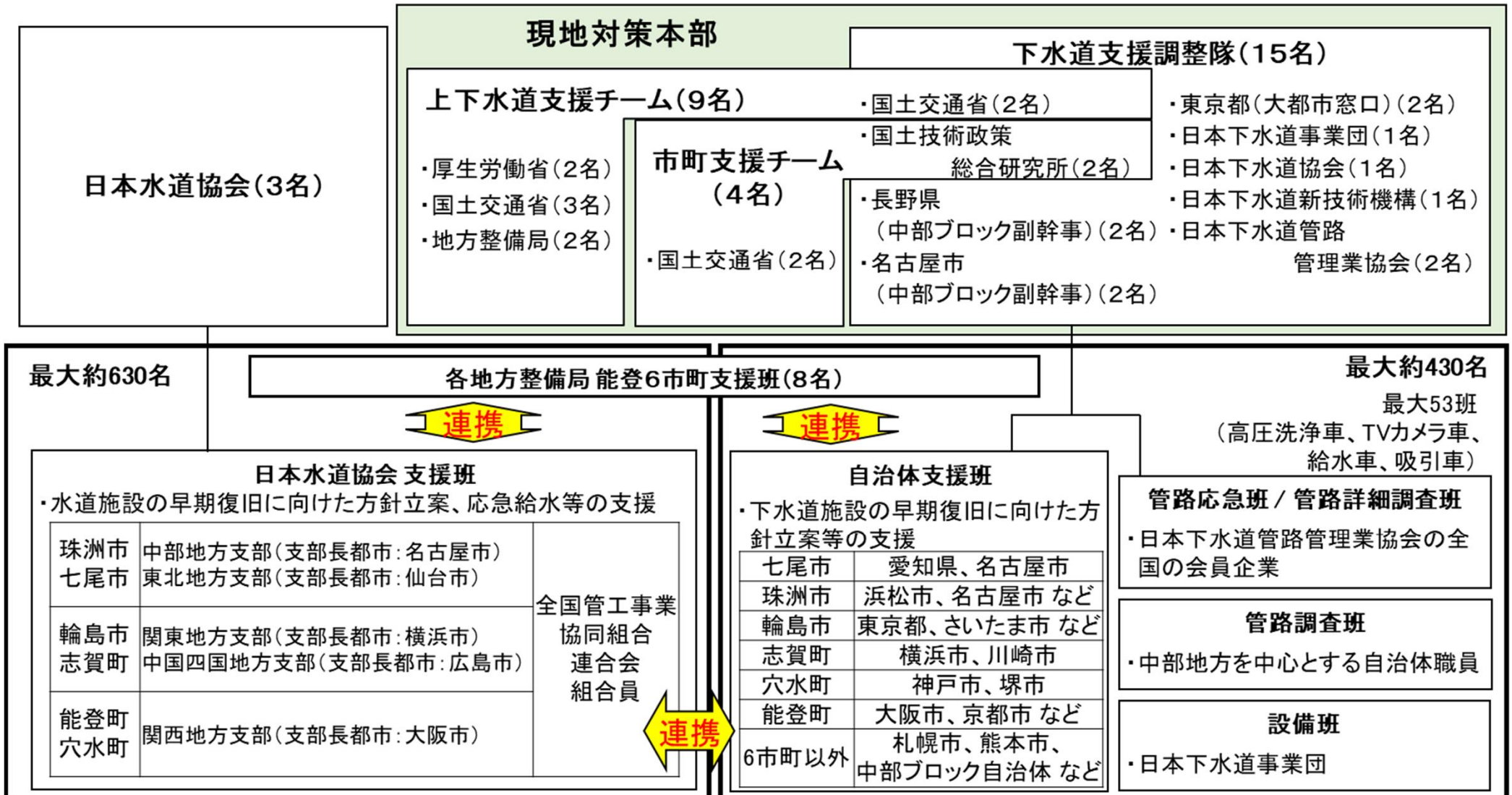
事業体	(箇所/km)
長岡市	0.30
小千谷市	0.31

## 兵庫県南部地震

事業体	(箇所/km)
神戸市	0.32
芦屋市	1.61
西宮市	0.72

# 上下水道一体となった復旧支援体制

- 現地対策本部に厚生労働省、国土交通省の職員を派遣し、関係機関と連携して上下水道の全体調整を実施
- 被害の大きかった能登6市町については、上下水道TEC-FORCEを派遣し、ニーズ調査や個別調整を実施
- 国、支援自治体、関係機関が総動員して上下水道一体となった復旧を支援



### 3. 令和6年度水道関係予算の概要



# 令和6年度水道関係予算の概要

## 水道に関する令和6年度予算の規模・内訳

(単位:百万円)

事 項	令 和 6 年 度		前 年 度
	(A)	対前年度 倍 率 (A/B)	
治 山 治 水	884,407	1.00	884,019
道 路 整 備	1,671,492	1.00	1,671,083
港 湾 空 港 鉄 道 等	403,734	1.02	397,584
住 宅 都 市 環 境 整 備	730,304	1.00	730,657
公 園 水 道 廃 棄 物 処 理 等	145,161	1.15	126,717
上 下 水 道	112,775	1.20	94,331
上 下 水 道	3,000	皆増	—
上 下 水 道	17,136	1.01	17,036
下 水 道	92,639	1.20	77,295
国 営 公 園 等	32,386	1.00	32,386
社 会 資 本 総 合 整 備	1,377,105	0.98	1,400,643
社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金	506,453	0.92	549,190
防 災 ・ 安 全 交 付 金	870,652	1.02	851,453
小 計	5,212,203	1.00	5,210,703
推 進 費 等	19,942	1.02	19,542
一 般 公 共 事 業 計	5,232,145	1.00	5,230,245
災 害 復 旧 等	57,949	1.01	57,547
公 共 事 業 関 係 計	5,290,094	1.00	5,287,792
そ の 他 施 設	56,947	1.22	46,714
行 政 経 費	606,632	1.06	574,803
合 計	5,953,673	1.01	5,909,309

1. 防災・安全交付金について、水道事業に係る費用はこの内数。
2. 本表のほか、デジタル庁一括計上分として33,417百万円がある。
3. 本表のほか、東日本大震災復興特別会計(復旧・復興)46,300百万円がある。



# 令和6年度水道関係予算の概要

## 防災・安全交付金

- 防災・安全交付金は、「防災・安全」に関する地方公共団体が行う社会資本整備について、基幹的な事業や関連する社会資本整備、効果を促進する事業等を一体的に支援する経費として計上するもの。
- 従前の生活基盤施設耐震化等交付金の大部分が防災・安全交付金に移行。

## 水道施設整備関係予算

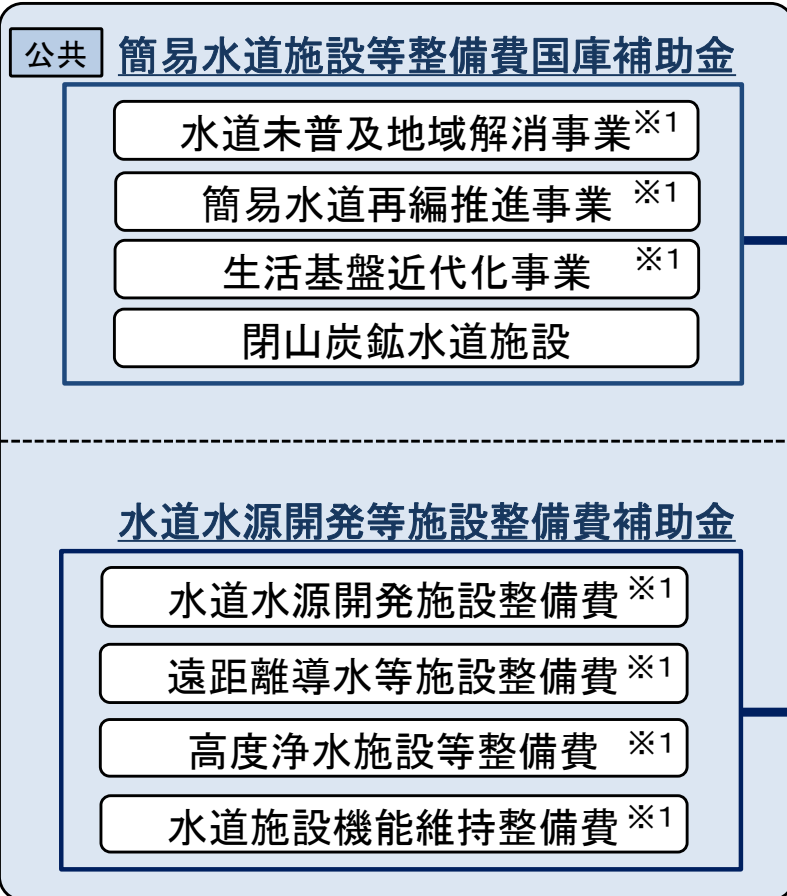
単位：百万円

区 分	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	対前年度 倍率
<b>水道施設整備費：</b> ・ 将来にわたり持続可能で強靱かつ安全な水道を実現するため、水道施設の耐災害性強化対策、水道事業の広域化、及び安全で良質な給水を確保するための施設整備等の取組を支援	16,993	17,002	0.99
<b>水道施設整備事業調査費等：</b> ・ 国が主導した実証事業等により、課題解決のための革新的な技術について、水道事業者への普及を促進する。	143	34	4.21
<b>上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費：</b> ・ 上下水道一体での効率化・基盤強化の取組を強力に進め、効率的で持続的な上下水道事業を実現する。	3,000	—	皆増
合 計	20,136	17,036	1.18

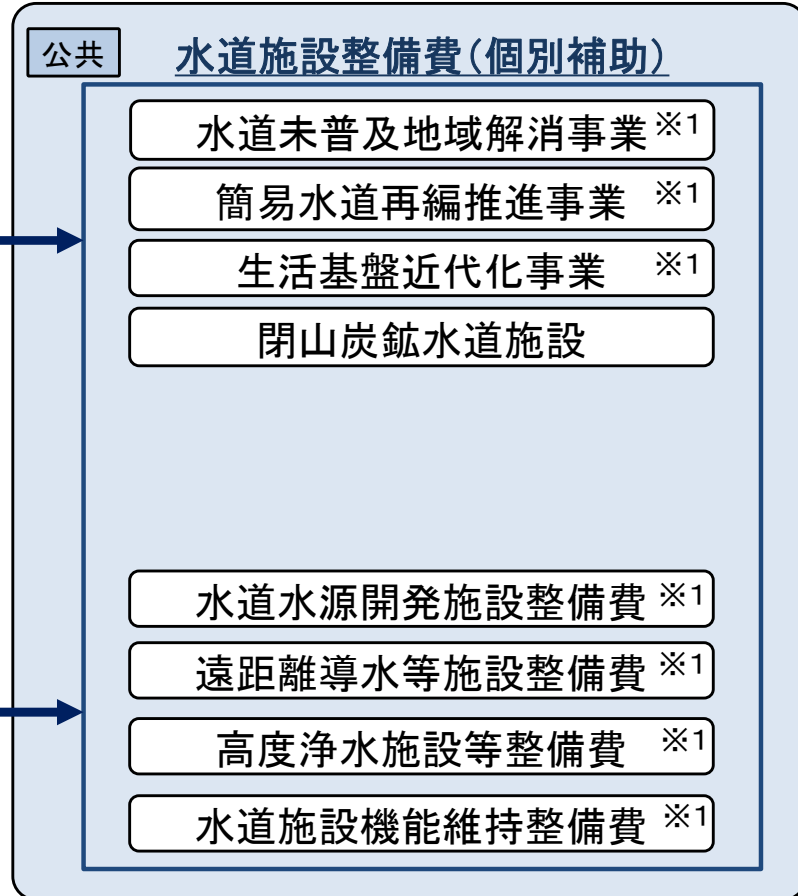
※：四捨五入のため合計は一致しない場合がある

# (参考)水道事業に係る支援制度の移行について

## R5予算

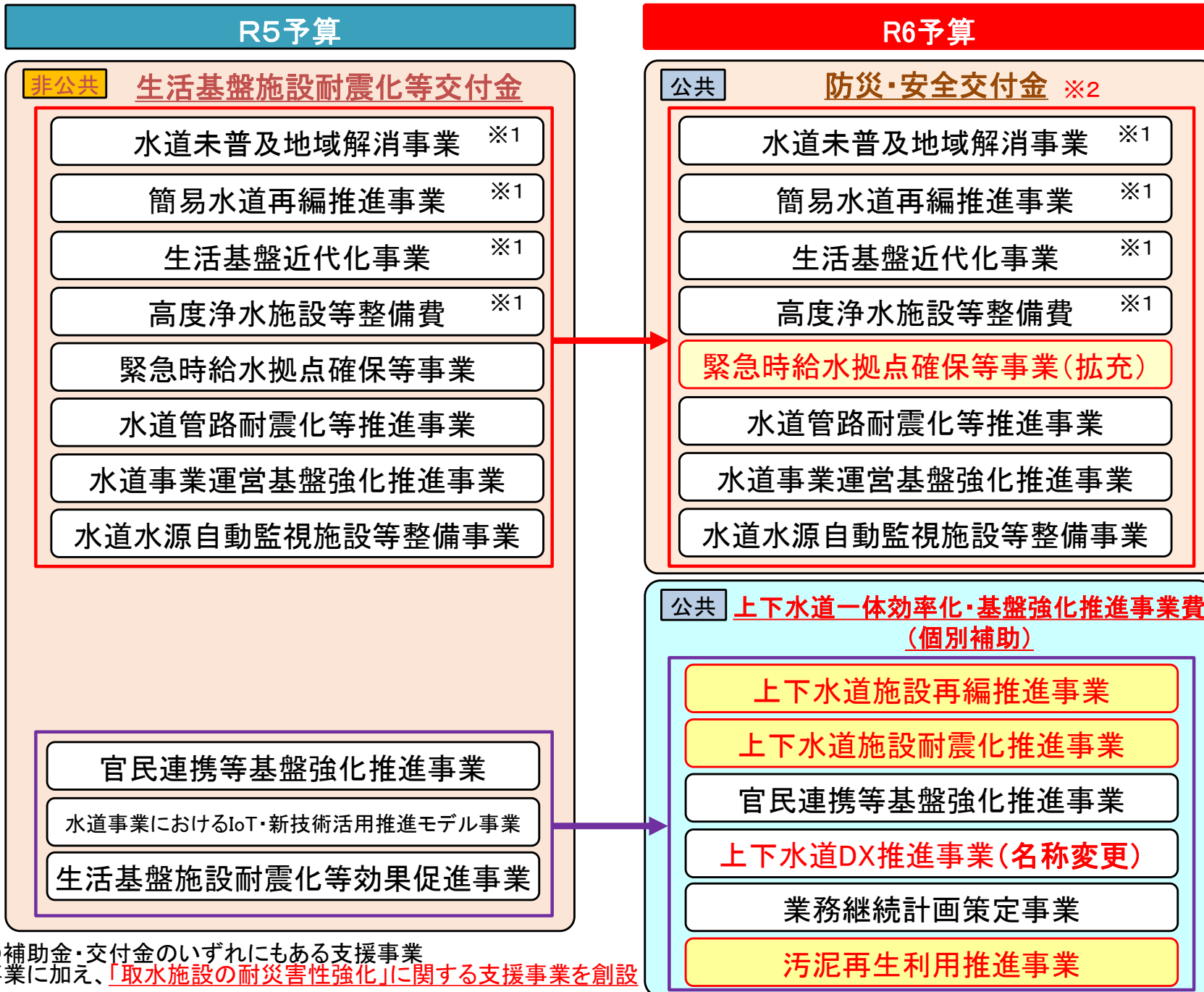


## R6予算



※1: 現行の補助金・交付金のいずれにもある支援事業

# (参考)水道事業に係る支援制度の移行について



※1: 現行の補助金・交付金のいずれにもある支援事業  
 ※2: 上記事業に加え、「取水施設の耐災害性強化」に関する支援事業を創設

- 地方公共団体は、地域が抱える政策課題を自ら抽出し、定量的な指標による目標を設定した、おおむね3～5年の「社会資本総合整備計画」を作成。  
(国は整備計画に対して国費を配分)
- 計画へ配分された国費の範囲内で、地方公共団体が自由に計画内の各事業(要素事業)へ国費を充当。
- 基幹事業(水道、下水道等の17事業)の効果を一層高めるソフト事業(効果促進事業)についても、一定の範囲内で創意工夫を生かして実施可能。
- 地方公共団体が、自ら整備計画の事前評価・事後評価を実施し、HP等により公表。

# 新規事項

## (1) 上下水道一体効率化・基盤強化推進事業の創設 《上下水道一体効率化・基盤強化推進事業》

### 背景

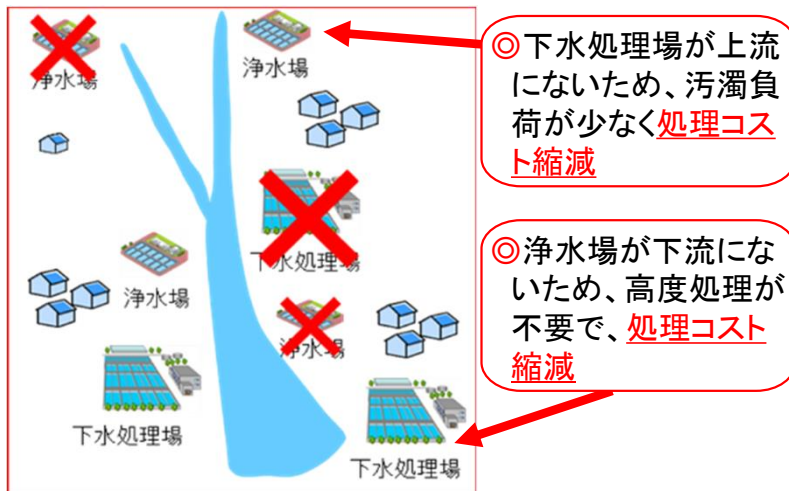
- 令和6年4月に水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省へ移管
- 官民連携をはじめとする上下水道の共通課題に対して、上下水道一体の取組を推進することが必要

### 概要

- 令和6年度から水道事業が国交省へ移管されることを契機に、上下水道一体での効率的な事業実施に向け、以下の事業を支援する新たな補助事業を創設

### (1) 上下水道施設再編推進事業

- 流域全体として最適な上下水道施設の施設再編の検討を推進するため、計画策定経費を補助

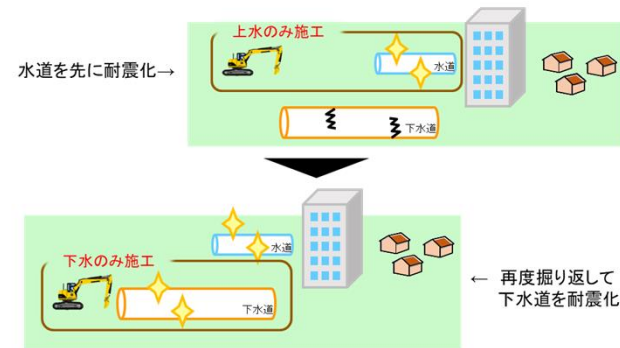


検討イメージ

### (2) 上下水道施設耐震化推進事業

- 上下水道が連携した耐震化を推進するため計画策定経費を補助

それぞれの計画に基づきバラバラに施工



水道、下水道双方を計画的に耐震化することで、災害時でも健全な機能を発揮

上下一体の計画の策定により  
上下水道同時に効率的な施工が可能



# 新規事項

## (1) 上下水道一体効率化・基盤強化推進事業の創設 《上下水道一体効率化・基盤強化推進事業》

### (3) 官民連携等基盤強化推進事業

- ウォーターPPPの導入を加速化するため、ウォーターPPPの導入検討経費を定額補助



維持管理・更新を  
上下水道一体でマネジメント

### (4) 上下水道DX推進事業

- DXによる業務効率化等のため、先端技術を活用した設備の導入経費を補助



設備の故障・劣化を無人で自動感知

### (5) 業務継続計画策定事業

- 近年、激甚化・頻発化する自然災害に対し、上下水道の機能確保するため、業務継続計画の策定を補助

### (6) 汚泥資源肥料利用推進事業

- 汚泥資源の肥料利用を推進するため、肥料成分や重金属の分析調査、計画策定、分析機器の導入経費を定額補助

**➡ 上下水道一体での事業実施による効率化・基盤強化を進めるため、一体的な事業計画策定や官民連携、新技術の活用等の取組を支援**



# 新規事項

## (2) 取水施設の耐災害性強化

《防災・安全交付金》

### 背景

- 台風等の影響により取水施設が被災し、大規模な断水が発生
- 令和5年度においても台風や梅雨前線等により、線状降水帯が発生し、全国各地において水道施設が被災しており、その対策は急務

### 概要

- 土砂災害警戒区域において土砂災害等により流出するリスクが高い取水施設に対して、土砂災害防止のための施設整備などに対する新たな補助メニューを創設

### 要件

- 水道事業で資本単価90円/m<sup>3</sup>以上、又は水道用水供給事業で資本単価70円/m<sup>3</sup>以上であること
- 断水影響戸数が2,000戸以上の取水施設における施設整備(ただし、移転を除く)であること
- 補助率は1/3(※ 離島振興地域及び奄美群島において行う場合のみ1/2)



令和元年台風第19号による取水門の被災状況  
(神奈川県南足柄市(約6,900戸断水))

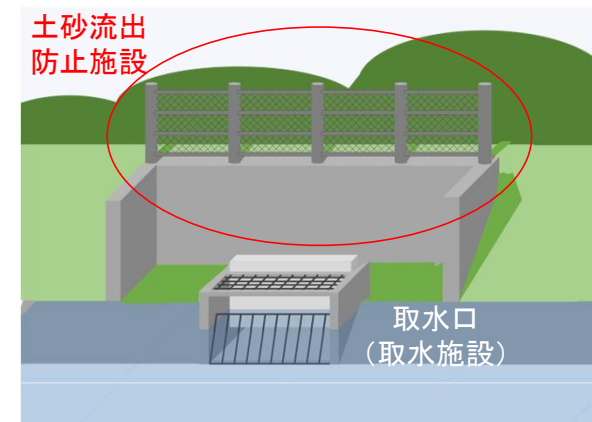


図 取水施設に対する土砂災害防止対策のイメージ

# 新規事項

## (3) 管路施設の強靱化(簡易水道事業)

### 背景

- 南海トラフ地震等の大規模地震が切迫している中、簡易水道事業においても強靱化が急務

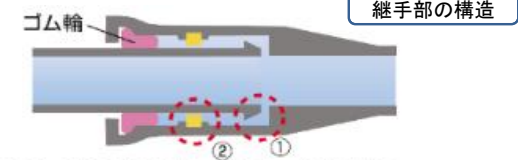
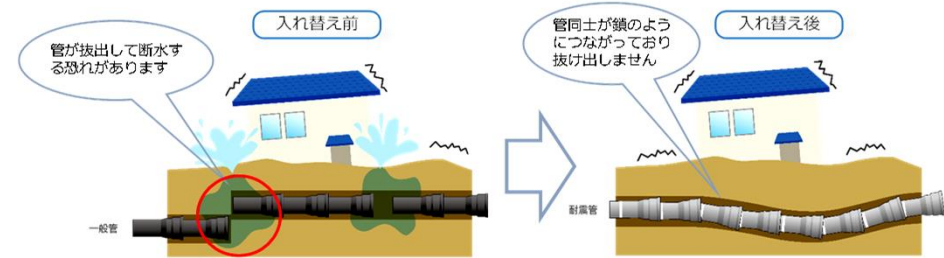
### 概要

- 災害時の重要拠点として位置づけられている施設に配水する管路の耐震化に対する補助について、簡易水道事業についても補助を行うために制度を拡充

### 要件

- 特定簡易水道事業(※)以外の簡易水道事業者が実施する事業であること
  - (※) 事業経営者が同一であって、次のいずれかの要件を有する他の水道事業又は簡易水道事業が存在する簡易水道事業
    - (1) 会計が同一であるもの
    - (2) 水道施設が接続しているもの
    - (3) 道路延長で、原則として10km未満に給水区域を有するもの
- 南海トラフ地震防災対策推進地域等であること
- 補助率は、財政力指数等に応じて1/4、1/3、4/10、1/2

### 《防災・安全交付金》



①の出っ張りが②のリングに引っかかることで、抜けない仕組みになっています。

図 管路の耐震化イメージ

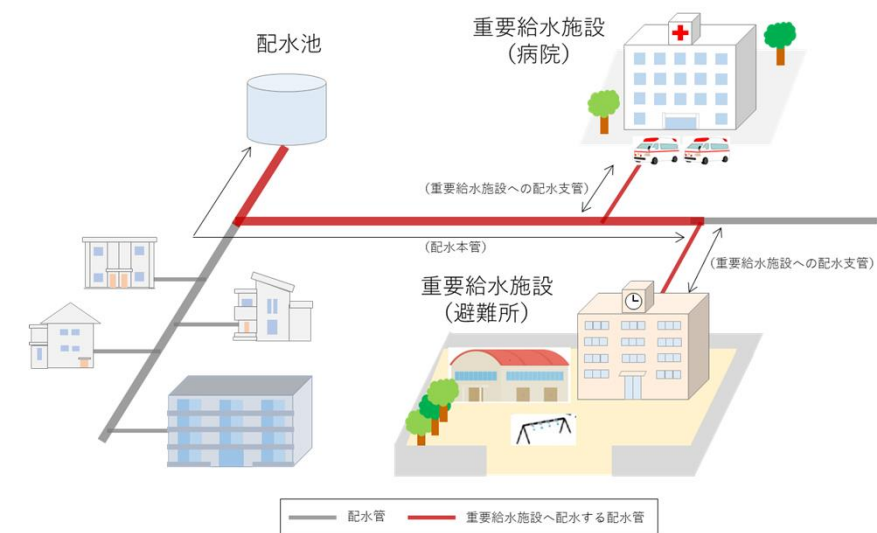


図 対象管路のイメージ



# 水道事業調査費（主要事項）

## 水道分野における革新的技術実証事業【A-JUMP】

A-JUMP: Aquatic Judicious & Ultimate Model Projects

- 老朽化や耐震化、経営基盤の強化などの課題に対処するためには、課題解決に資する革新的技術の開発・実装に関し、国が積極的に関与することが不可欠
- 水道事業調査費を拡充し、国が主体となった革新的技術の実証及びガイドライン化により、各地方公共団体での導入を促進

### <技術実証事業のテーマのイメージ>

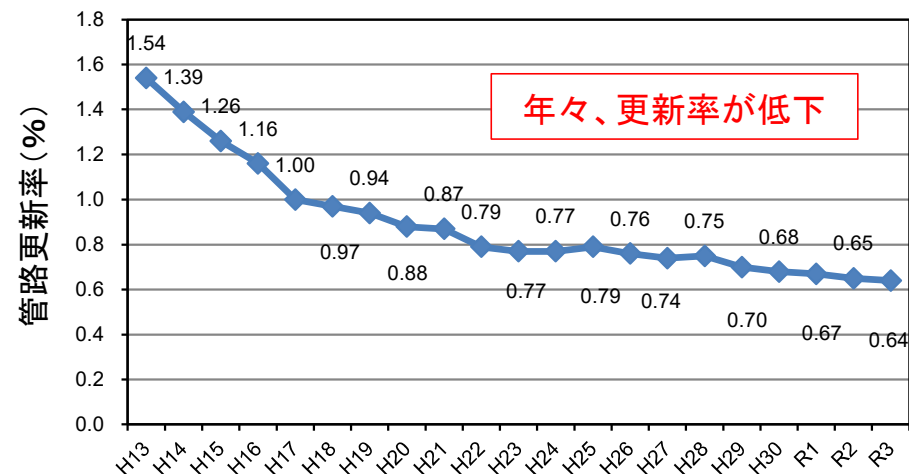
水道施設の改築更新の効率化に関する技術の実証

- 効果：施設改築の効率化

緊急時に利用可能な可搬型浄水施設の適用に関する実証

- 効果：防災・減災対策に資する技術  
水質改善に資する技術

管路更新率(%) = 更新された管路延長 ÷ 管路総延長 × 100



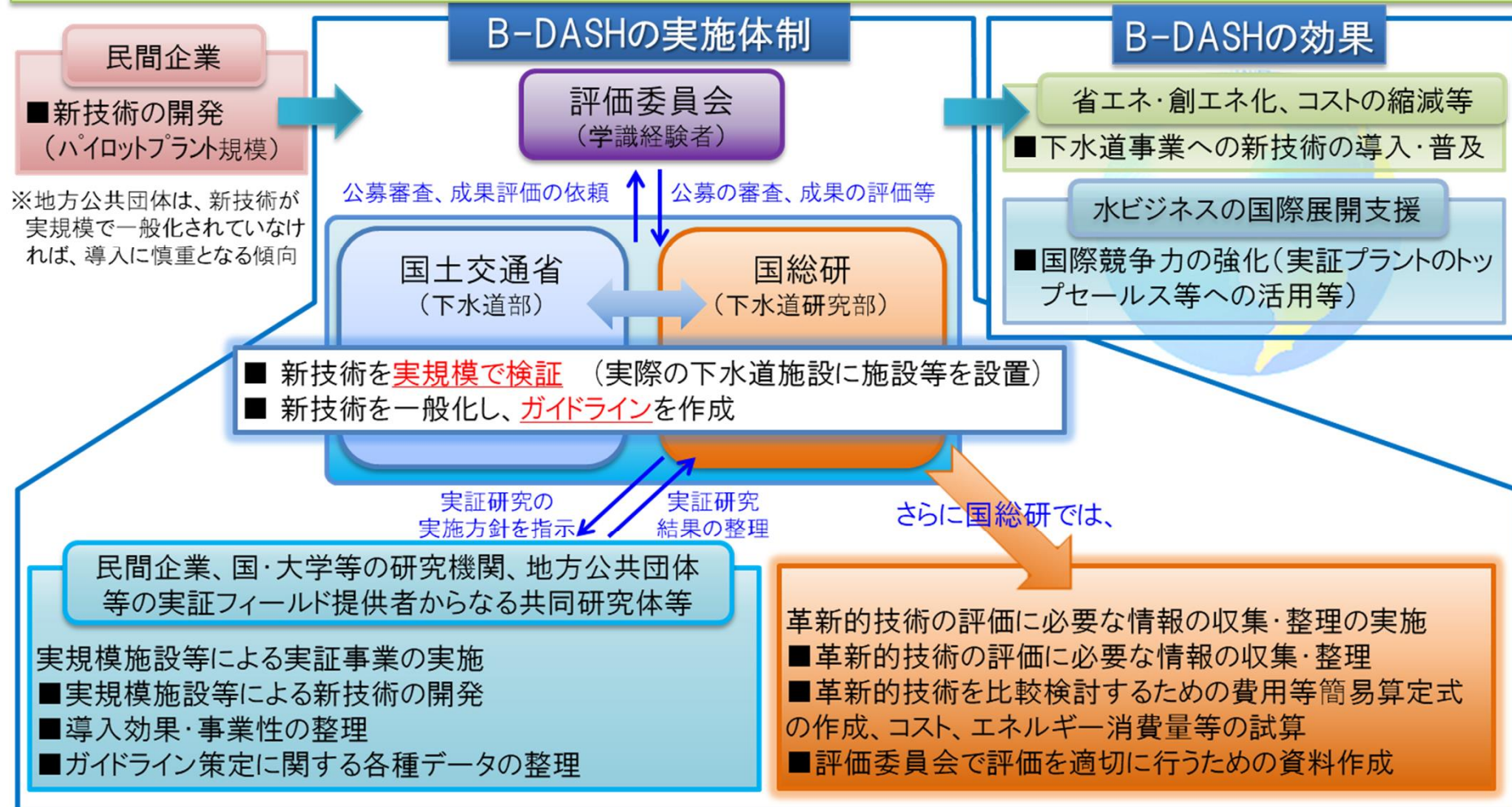
→ 管路経年化率が上昇する中、更新率を上げるためには新技術の開発・導入が必要

# (参考)下水道革新的技術実証事業

## 下水道革新的技術実証事業(B-DASH\*)の概要

B-DASH: Breakthrough by Dynamic Approach in Sewage High Technology Project

- ▶ エネルギー需給の逼迫等の社会情勢の変化に対応して、下水道事業における創エネルギー化、省エネルギー化、浸水対策、老朽化対策等を推進するためには、低コストで高効率な革新的技術の導入が必要である。
- ▶ しかし、地方公共団体では、このような新技術の導入に慎重となる傾向があるため、国が主体となって、実規模レベルの施設・設備を設置して技術的な検証を行い、ガイドラインを作成して、民間企業のノウハウや資金も活用しつつ、全国への普及展開を図る。
- ▶ また、新技術のノウハウ蓄積、一般化・標準化を進めて、国際的な基準づくりへの反映を図るとともに、実証プラントのトップセールス等への活用を図るなど、海外への普及展開を見据えた水ビジネスにおける国際競争力も強化する。



# 行政経費

【 】内は予算額(国費)

## ①給水装置等対策費(継続) 【5百万円】

- 水道水をより安全に供給するためには、給水装置の構造材質基準の適宜見直しが必要であり、新技術や新材料等に対応するための施工技術調査や国内製品の基準項目に関する調査を行うとともに、諸外国における各種基準や規制方法等について整理・把握を行う。

## ②官民連携等基盤強化支援事業(継続)【20百万円】

- 形成した官民連携モデルの横展開や導入の機会の創出、国際展開に関する官民のマッチング及び案件発掘調査を支援することで、官民連携事業の導入や国際展開を推進する。

## ③水道の基盤強化方策推進事業(継続)【10百万円】

- 水道の基盤強化の先進・優良事例の横展開を行うとともに、資産管理、広域連携、官民連携等の取組が停滞している水道事業者等が抱える様々な課題に対し、有効な対応策の調査・検討等を行うことにより、水道の基盤強化の加速化を図る。

【 】内は予算額(国費)

## ④水道施設強靱化推進事業費(継続)【4百万円】

- 耐震化等に関する先進事例を調査するとともに、これを体系的に取りまとめた上で水平展開を図り、水道事業者等における強靱化を促進する。

## ⑤水道国際協力等経費(継続)【14百万円】

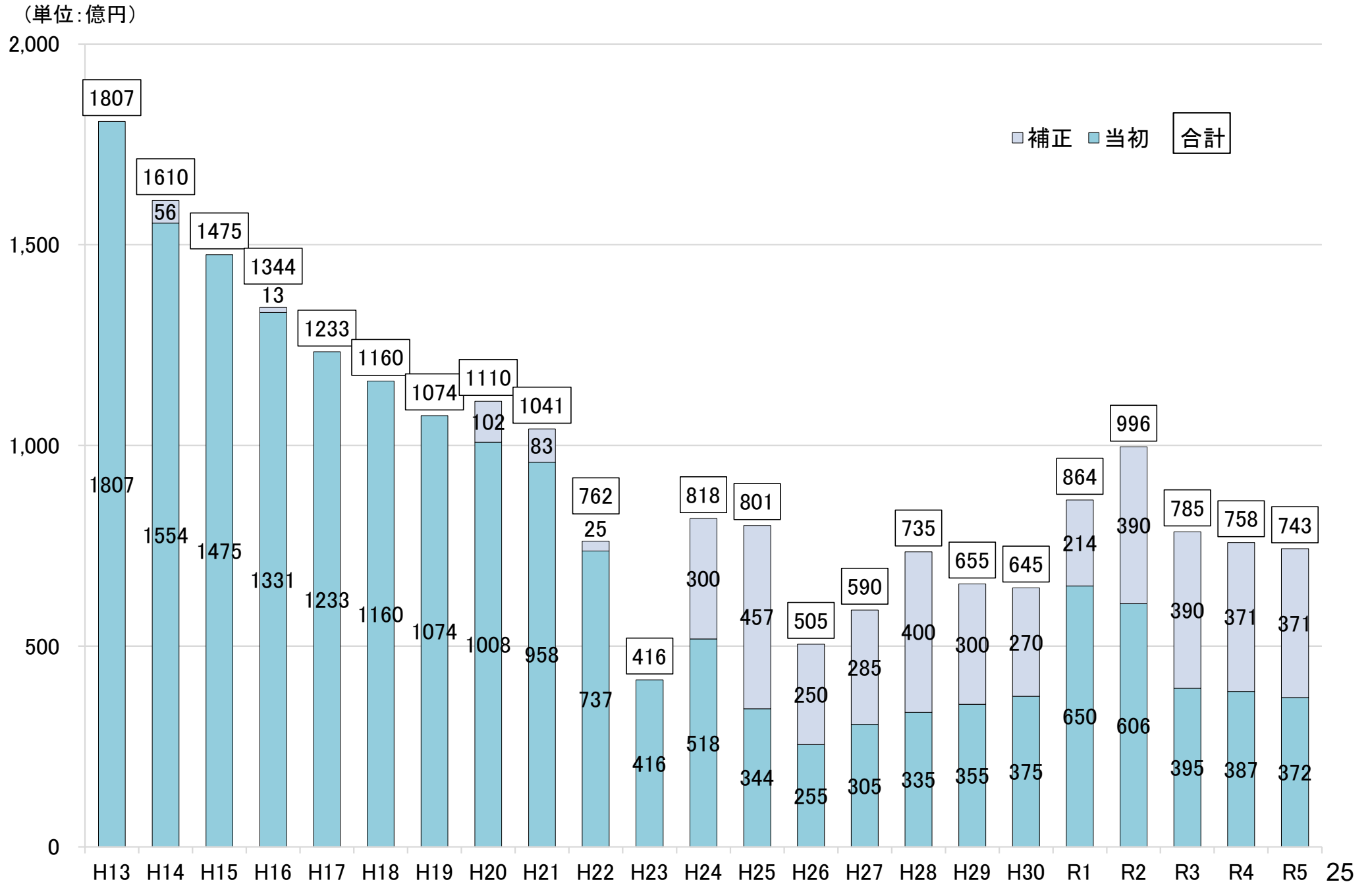
- 産学官の水道専門家で構成する検討委員会を設置し、水道分野の国際協力を取り巻く現状や課題について調査、検討するとともに、解決の方策や協力の方針を提言する。加えて、水道分野の支援ニーズに基づき、我が国の水道専門家が援助要請に必要な水道プロジェクト計画の作成について現地で指導することにより、相手国の計画策定能力の向上を図るとともに、我が国の知見や経験が十分に発揮される案件形成を促進し、効果的な国際協力を推進する。

## ⑥上下水道科学研究費補助金(新規)【29百万円】

- 大学や民間企業等の研究者に対して、上下水道の持続と進化に必要な研究への助成を行うことによって、上下水道を支える技術基盤を強化するとともに、上下水道をより効率化する技術の芽を育成する。



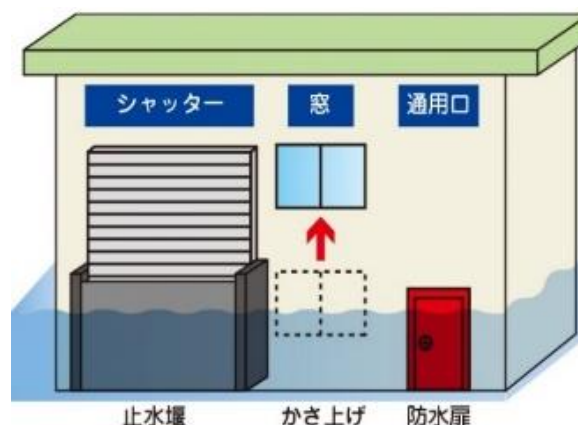
# 水道事業予算額等の推移



- 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるため、平成30年7月豪雨災害等の最近の災害による生活への影響を鑑み実施された重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえて策定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)に基づき、自然災害により断水のおそれがある水道施設の停電対策・土砂災害対策・浸水災害対策及び水道施設・基幹管路の耐震化を集中的に推進
- 近年激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策等について、更なる加速化・深化を図るために策定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)に基づき、新たな中長期目標を掲げ、これら耐災害性強化対策を加速化・深化させ、自然災害発生時の大規模かつ長期的な断水のリスクを軽減する



土砂流入防止壁のイメージ



浸水災害対策のイメージ



配水池の耐震化工事  
(内面からの壁・柱等の補強)

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」  
(平成30年度～令和2年度)

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」  
(令和3年度～令和7年度)

停電対策(自家発電設備の整備等)

基幹となる浄水場(1事業体1施設。以下同じ)のうち、停電により大規模な断水が生じるおそれがある施設  
緊急対策実施箇所数: 139カ所

2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場(1事業体1施設以上。以下同じ)の停電対策実施率  
現状67.7%(令和元年度)⇒目標77%(令和7年度)

土砂災害対策(土砂流入防止壁の整備等)

基幹となる浄水場のうち、土砂災害により大規模な断水が生じるおそれがある施設  
緊急対策実施箇所数: 94カ所

2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場で土砂警戒域内にある施設の土砂災害対策実施率  
現状42.6%(令和元年度)⇒目標48%(令和7年度)

浸水災害対策(防水扉の整備等)

基幹となる浄水場のうち、土砂災害により大規模な断水が生じるおそれがある施設  
緊急対策実施箇所数: 147カ所

2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場で浸水想定区域内にある施設の浸水災害対策実施率  
現状37.2%(令和元年度)⇒目標77%(令和7年度)

施設の地震対策(耐震補強等)

耐震性がなく、耐震化の必要がある水道施設  
耐震化率の引き上げ(浄水場3%、配水場4%)

浄水場の耐震化率  
現状30.6%(平成30年度)⇒目標41%(令和7年度)  
配水場の耐震化率  
現状56.9%(平成30年度)⇒目標70%(令和7年度)

上水道管路の耐震化

基幹管路の耐震適合率の目標(令和4年度末までに50%)達成に向けて耐震化のペースを加速

基幹管路の耐震適合率(加速化のペースを維持)  
現状40.3%(平成30年度)⇒目標54%(令和7年度)  
※達成目標の変更  
50%(令和4年度)→60%(令和10年度)

# 近年の豪雨災害による被害と対応について

## 近年の自然災害による水道の被害状況

主な地震による被害

地震名等	発生日	最大震度	地震規模(M)	断水戸数	断水継続期間
阪神・淡路大震災	平成7年1月17日	7	7.3	約 130 万戸	約 3 ヶ月
新潟県中越地震	平成16年10月23日	7	6.8	約 13 万戸	※1約 1 ヶ月
新潟県中越沖地震	平成19年7月16日	6強	6.8	約 5.9 万戸	20日
岩手・宮城内陸地震	平成20年6月14日	6強	7.2	約 5.6 千戸	※118日
東日本大震災	平成23年3月11日	7	9.0	約 256.7 万戸	※1約 5 ヶ月
長野県神城断層地震	平成26年11月22日	6弱	6.7	約 1.3 千戸	25日
熊本地震	平成28年4月14・16日	7	7.3	約 44.6 万戸	※1約 3 ヶ月半
鳥取県中部地震	平成28年10月21日	6弱	6.6	約 1.6 万戸	4日
大阪府北部を震源とする地震	平成30年6月18日	6弱	6.1	約 9.4 万戸	2日
北海道胆振東部地震	平成30年9月6日	7	6.7	約 6.8 万戸	※134日
福島県沖の地震	令和3年2月13日	6強	7.3	約 2.7 万戸	6日
福島県沖の地震	令和4年3月16日	6強	7.4	約 7.0 万戸	7日

※1 家屋等損壊地域、全戸避難地区、津波地区等を除く

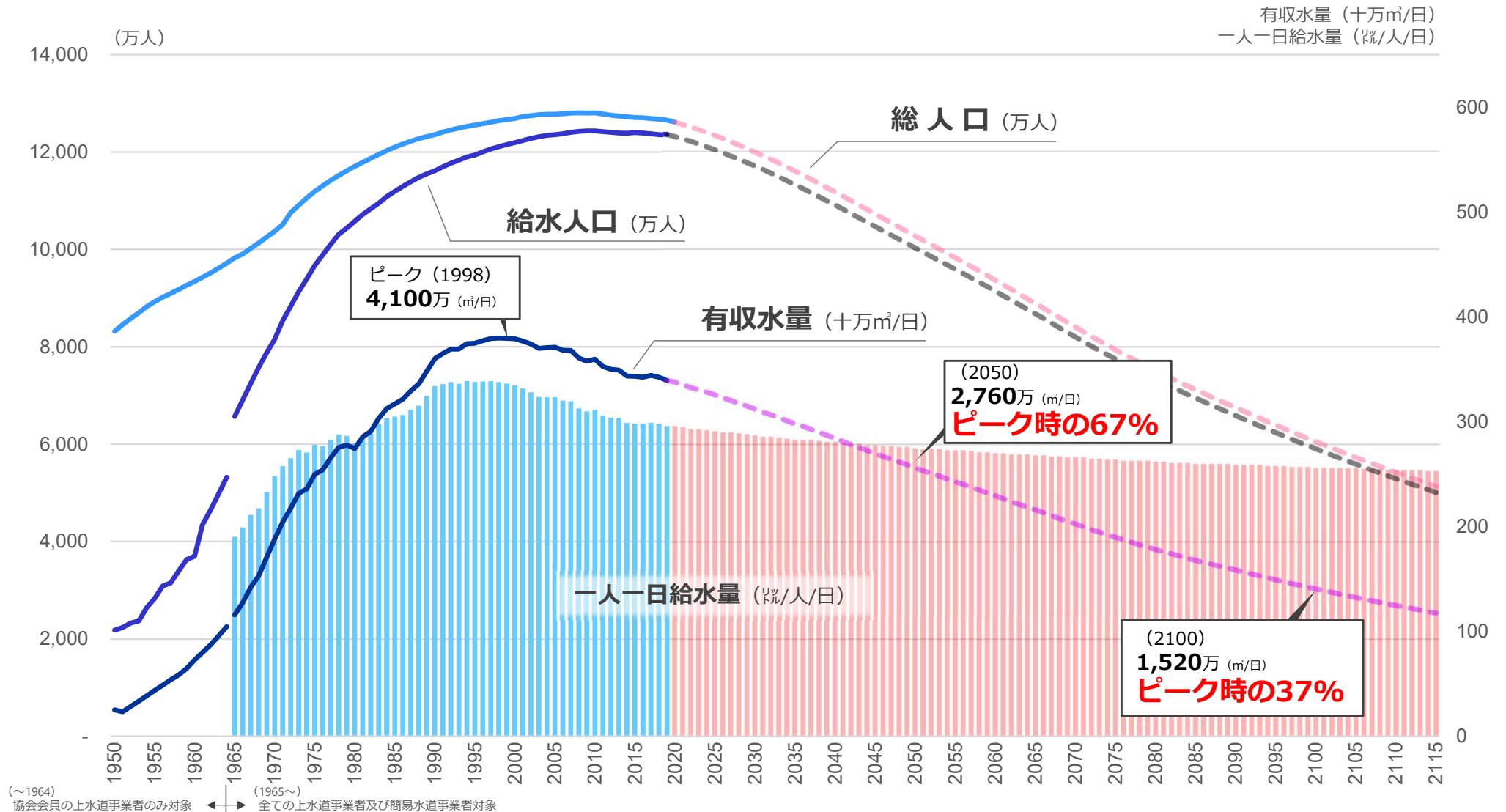
主な大雨等による被害

時期	災害名等・地域	断水戸数	断水継続期間
平成30年1～2月	1月22日からの大雪等、2月4日からの大雪等（北陸地方、中国四国地方）	約 3.6 万戸	12日
平成30年7月	豪雨（広島県、愛媛県、岡山県等）	約 26.3 万戸	38日
平成30年9月	台風第21号（京都府、大阪府等） 台風第24号（静岡県、宮崎県等）	約 1.6 万戸 約 2.0 万戸	12日 19日
令和元年9月	房総半島台風（千葉県、東京都、静岡県）	約 14.0 万戸	17日
令和元年10月	東日本台風（宮城県、福島県、茨城県、栃木県等）	約 16.8 万戸	33日
令和2年7月	豪雨（熊本県、大分県、長野県、岐阜県、山形県等）	約 3.8 万戸	56日
令和3年1月	1月7日からの大雪等（西日本等）	約 1.6 万戸	8日
令和4年8月	令和4年8月3日からの大雨等（秋田県、山形県、新潟県、福井県等）	約 1.4 万戸	18日
令和4年9月	台風第14号（熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県等） 台風第15号（静岡県）	約 1.3 万戸 約 7.6 万戸	9日 13日
令和5年1月	1月20日からの大雪等（石川県、三重県、大分県等）	約 1.4 万戸	8日



## 4. 水道を取り巻く状況

# 人口減少社会の水道事業



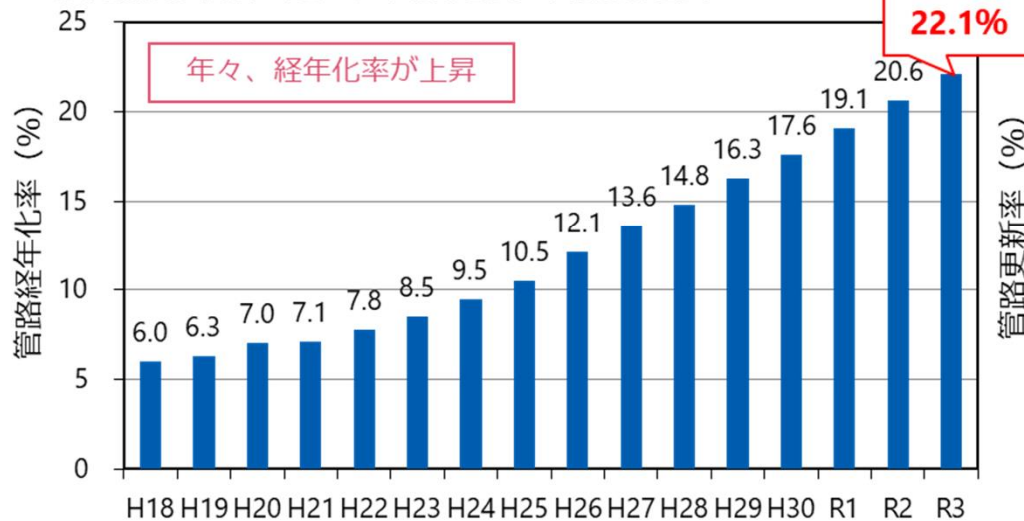
※1) 実績値 (～2019) : 水道統計より。給水人口・有収水量は、下水道及び簡易水道を合わせたものである。総人口のみ2020年まで実績値を記載。一人一日給水量 = 有収水量 ÷ 給水人口。  
 ※2) 総人口 (2021～2115) : 国立社会保障・人口問題研究所 (平成29年推計「日本の将来推計人口 (超長期推計含)」より、厚労省水道課事務局にて2020実績人口に差し引き補正。出生率・死亡率ともに中位を採用)  
 ※3) 給水人口 (2020～2115) : 最新の2019年度普及率 (97.6%) が今後も継続するものとして、総人口に乘じて算出している。  
 ※4) 有収水量 (2020～2115) : 家庭用と家庭用以外に分類。家庭用有収水量 = 家庭用原単位 × 給水人口。家庭用以外有収水量は、今後の景気の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であるため、家庭用有収水量の推移に準じて推移するものと考え、家庭用有収水量の比率 (0.310) で設定した。本推計値は2015実績を元に2017年度に実施した推計有収水量の結果を最新の2019年度時点で差し引き補正して採用。

# 管路の経年化の現状と課題

- ・ 管路経年化率は**22.1%\***まで上昇、管路更新率は**0.64%**まで低下（令和3年度）
  - ※ 全管路延長約74万kmに占める法定耐用年数（40年）を超えた延長約16万kmの割合
- ・ 令和3年度の更新実績：更新延長4,723km、更新率0.64%
- ・ 60年で更新する場合※：**更新延長約8千km、更新率1.10%**必要
  - ※ 法定耐用年数を超えた管路約16万kmを今後20年間（令和4～23年度）で更新する場合

## 管路経年化率（%）

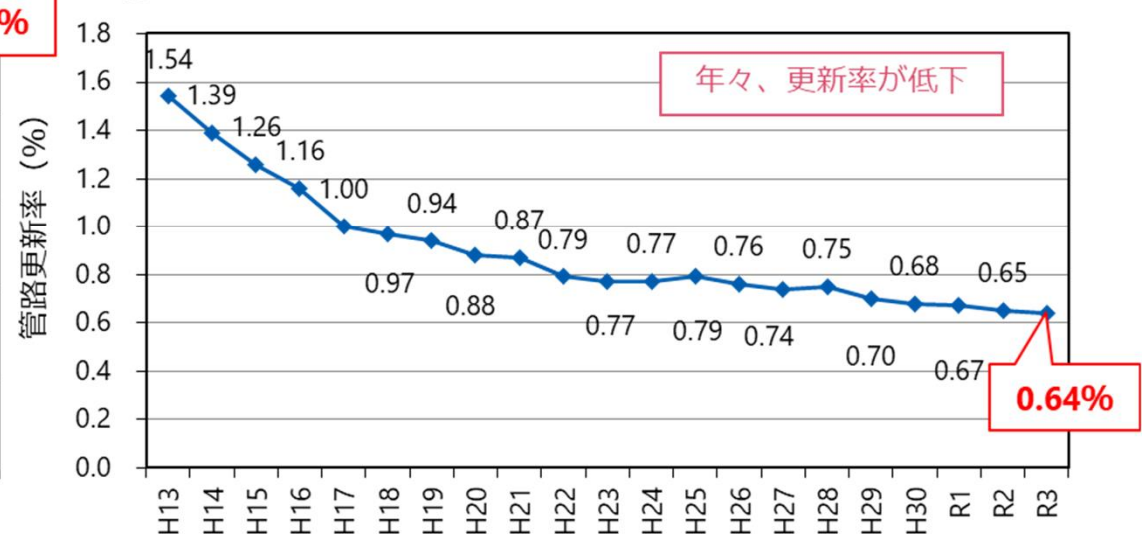
法定耐用年数を超えた管路延長÷管路総延長×100



令和3年度	厚生労働大臣認可	都道府県知事認可	全国平均
管路経年化率	23.7%	19.2%	22.1%
管路更新率	0.70%	0.52%	0.64%

## 管路更新率（%）

更新された管路延長÷管路総延長×100



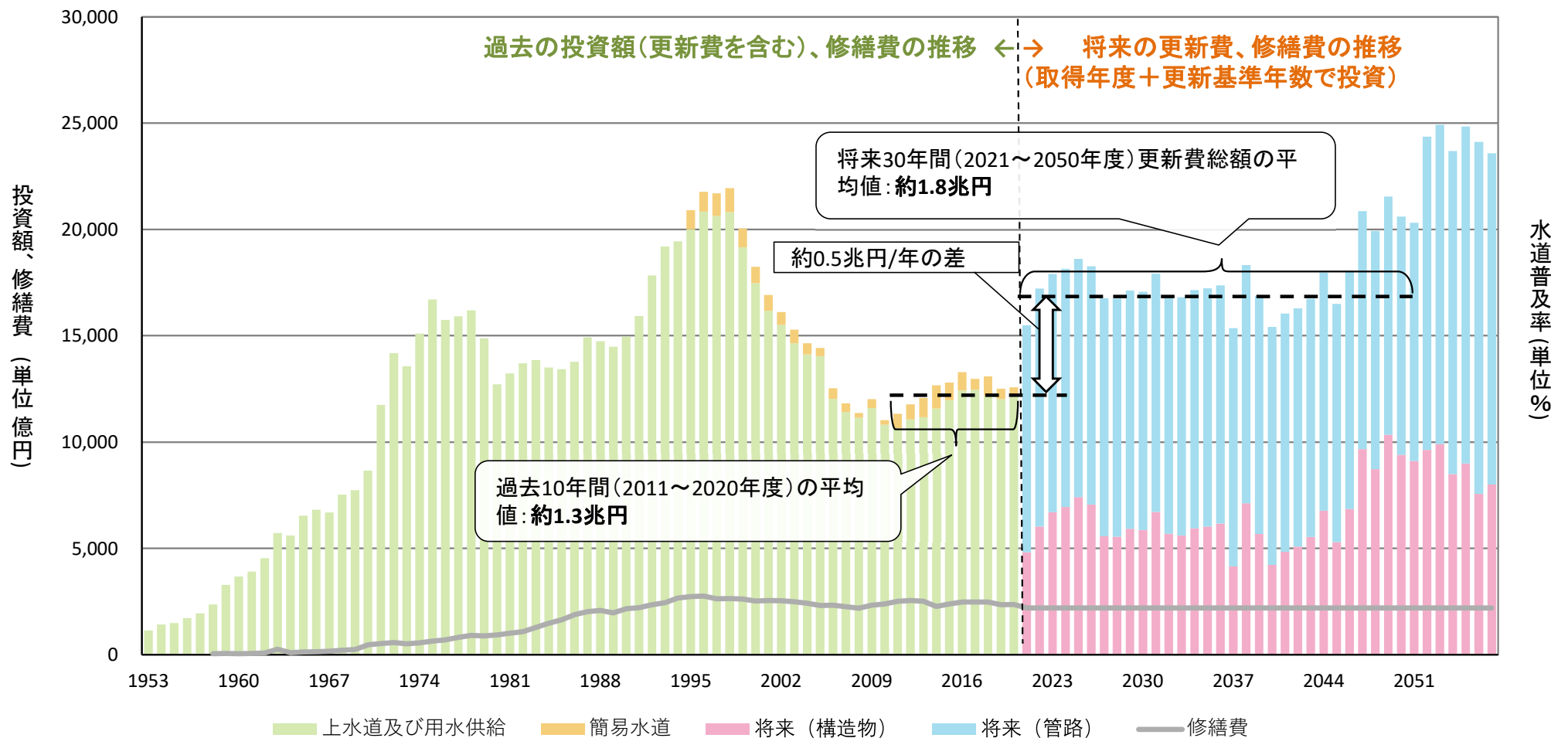
管路の年代別内訳（令和3年度時点）

	(km)
法定耐用年数（40年）を超えた管路延長	164,084
20年を経過した管路延長（40年超を除く）	338,386
上記以外	240,273
管路延長合計	742,743

（出典）水道統計を基に算出

# 全国の水道施設の更新費・修繕費の試算結果

- 過去10年間(2011～2020年度)の投資額(更新費を含む)※の平均値は約1.3兆円である。
- これに対して、将来30年間(2021～2050年度)にわたって単純更新を行った場合の更新費は、平均約1.8兆円と試算される(約0.5兆円/年の差)。



## 基幹管路

- 耐震適合性のある管の延長は増加しているが、耐震化が進んでいるとは言えない状況
- 水道事業者別でも進み具合に大きな開きがある

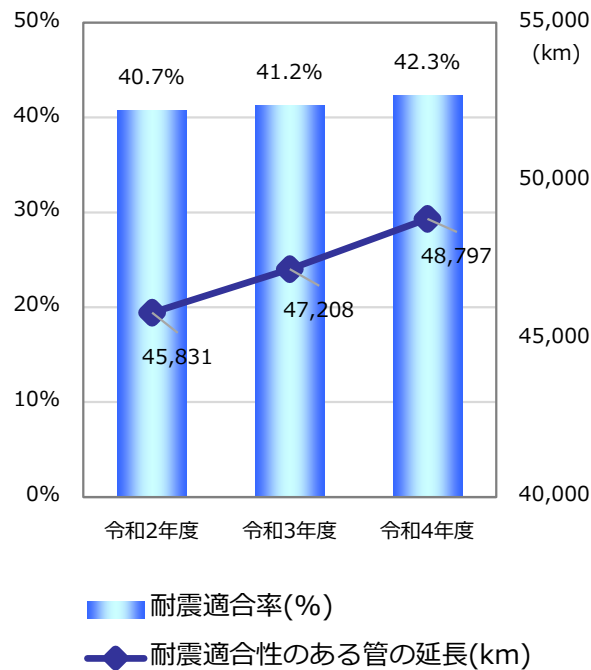
## 浄水施設

- 処理系統の全てを耐震化するには施設停止が必要で改修が難しい場合が多いため、基幹管路や配水池に比べて耐震化が進んでいない状況

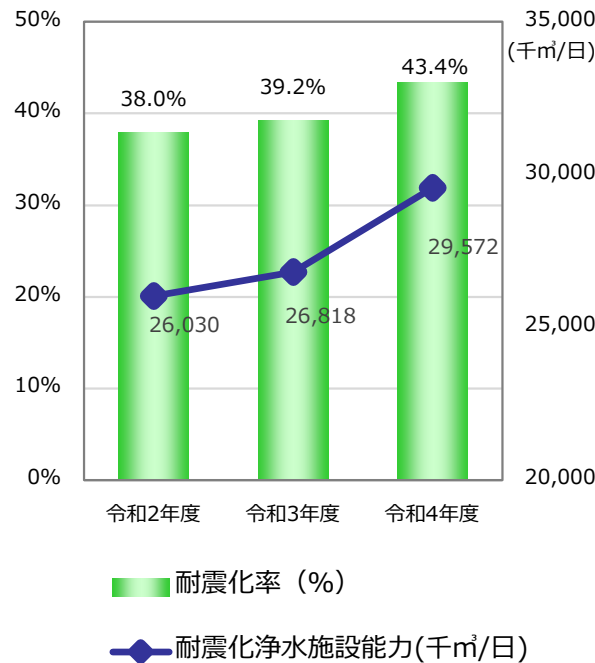
## 配水池

- 単独での改修が比較的行いやすいため、浄水施設に比べ耐震化が進んでいる

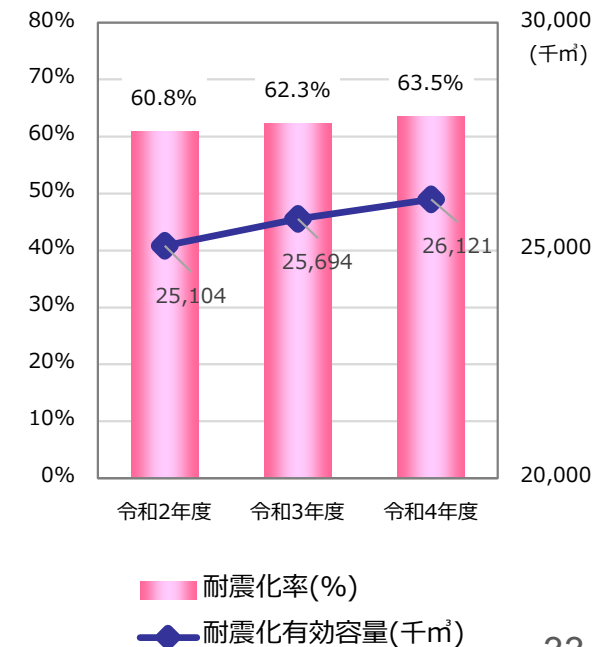
基幹管路の耐震適合率 (%)



浄水施設の耐震化率 (%)

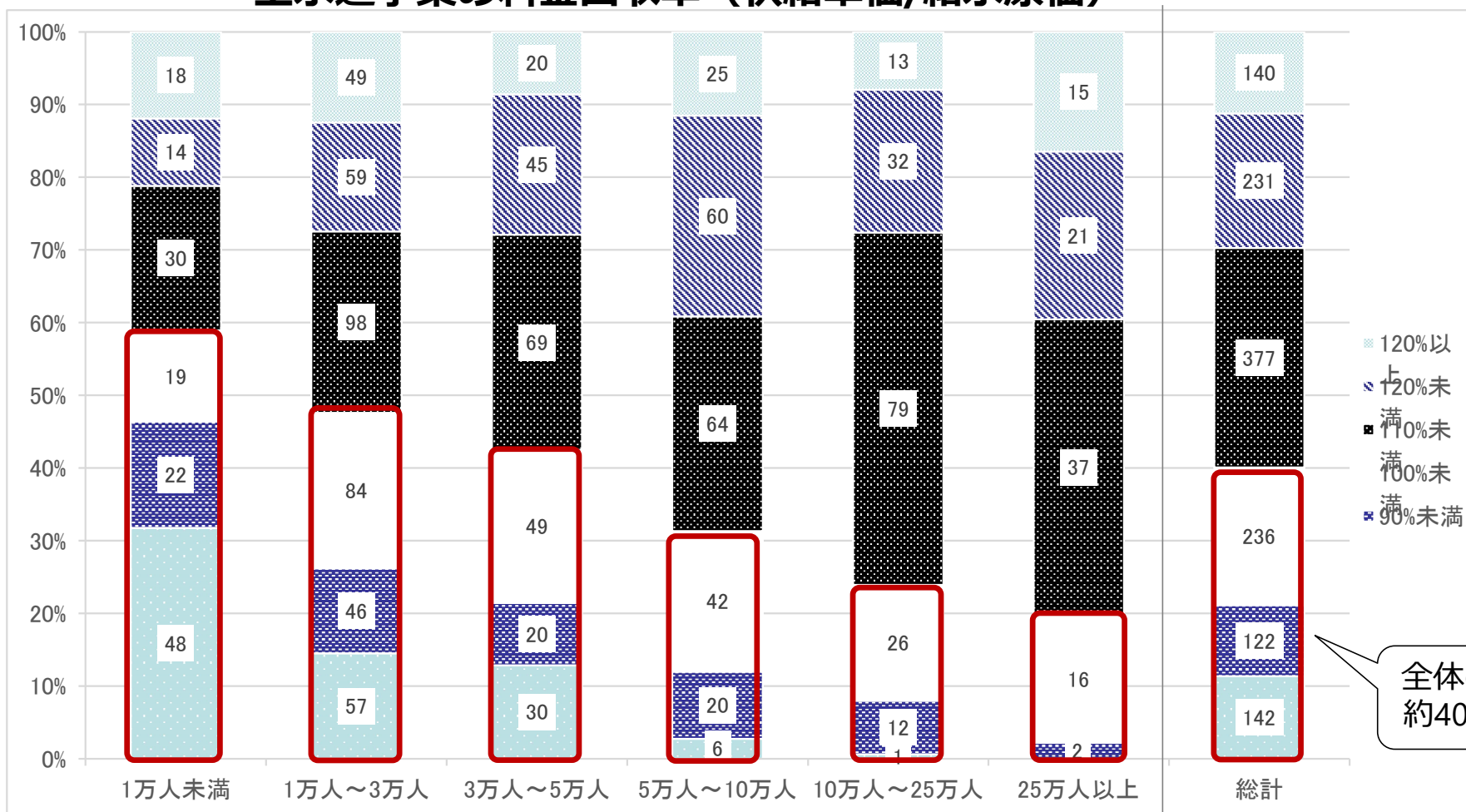


配水池の耐震化率 (%)



○ 小規模な水道事業者ほど経営基盤が脆弱で、給水原価が供給単価を上回っている(=原価割れしている)。

## 上水道事業の料金回収率 (供給単価/給水原価)



10m <sup>3</sup> 当たり料金 (平均)	1,871円	1,739円	1,594円	1,517円	1,316円	1,210円	総平均 1,595円
-----------------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------------

※ 上記は上水道事業者1,248事業者 (簡易水道を含まない) を対象

## 5. 水道の基盤強化 及び広域連携の推進について



# 水道の基盤を強化するための基本的な方針

○基本方針とは・・・

水道法第5条の2第1項に基づき定める水道の基盤を強化するための基本的な方針であり、今度の水道事業及び水道用水供給事業の目指すべき方向性を示すもの（令和元年9月30日厚生労働大臣告示）。

## 第1 水道の基盤の強化に関する基本的事項

### 水道事業の現状と課題



### 水道の基盤強化に向けた基本的考え方



#### ①適切な資産管理

収支の見通しの作成及び公表を通じ、水道施設の計画的な更新や耐震化等を進める。



#### ②広域連携

人材の確保や経営面でのスケールメリットを活かした市町村の区域を越えた広域的な水道事業間の連携を推進する。



#### ③官民連携

民間事業者の技術力や経営に関する知識を活用できる官民連携を推進する。

### 関係者の責務及び役割

**国:** 水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策の策定、推進及び水道事業者等への技術的・財政的な援助、指導・監督を行う。

**水道事業者等:** 事業を適正かつ能率的に運営し、その事業の基盤を強化する。将来像を明らかにし、住民等に情報提供する。

**都道府県:** 広域連携の推進役として水道事業者間の調整を行う。水道基盤強化計画を策定し、実施する。水道事業者等への指導・監督を行う。

**民間事業者:** 必要な技術者・技能者の確保、育成等を含めて水道事業者等と連携し、水道事業等の基盤強化を支援していく。

**市町村:** 地域の実情に応じて区域内の水道事業者等の連携等の施策を策定し、実施する。

**住民等:** 施設更新等のための財源確保の必要性を理解し、水道は地域における共有財産であり、自らも経営に参画しているとの認識で関わる。

第2 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項

第3 水道事業等の健全な経営の確保に関する事項

第4 水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項

第5 水道事業者等との間の連携等の推進に関する事項

第6 その他水道の基盤の強化に関する重要事項



小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携の推進が重要である。料金収入の安定化やサービス水準等の格差是正、人材・資金・施設の経営資源の効率的な活用、災害・事故等の緊急時対応力強化等の大きな効果が期待される。

広域連携形態		内 容	事 例
事業統合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>経営主体も事業も一つに統合された形態</u> (水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている)</li> </ul>	香川県広域水道企業団 (香川県及び県下8市8町の水道事業を統合：H30.4～)
経営の一体化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態</u> (組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる)</li> </ul>	広島県水道広域連合企業団 (広島県及び14市町の水道事業を経営を統合：R5.4～)
業務の共同化	管理の一体化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>維持管理の共同実施・共同委託</u>(水質検査や施設管理等)</li> <li>・ <u>総務系事務の共同実施、共同委託</u></li> </ul>	神奈川県内5水道事業者 (神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団の水源水質検査業務を一元化：H27.4～)
	施設の共同化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>水道施設の共同設置・共用</u> (取水場、浄水場、水質試験センターなど)</li> <li>・ 緊急時連絡管の接続</li> </ul>	熊本県荒尾市と福岡県大牟田市 (共同で浄水場を建設：H24.4～)
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等</li> </ul>	多数

# 近年における広域連携の実施例

統合年次	事業体名	計画給水人口	内容	検討開始から統合実現までに要した年数
H26.4	岩手中部水道企業団	221,630人	岩手県中部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（2市1町）が事業統合	12年2ヶ月
H28.4	秩父広域市町村圏組合	111,211人	埼玉県秩父地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（1市4町）が事業統合	7年5ヶ月
H28.4	群馬東部水道企業団	444,000人	群馬県東部地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（3市5町）が事業統合	7年
H29.4 H31.4 R3.4	大阪広域水道企業団	444,200人 ※5市7町1村の 計画給水人口の合計	大阪府域一水道を目指し、経営統合を拡大中用水供給事業者（1企業団）が平成29年4月に1市1町1村、平成31年4月に2市4町、令和3年4月に2市2町と経営の一体化	3年7ヶ月 ※最初の統合まで
H30.4	香川県広域水道企業団	約970,000人	香川県内の水道事業を一元化するため、香川県と県内の水道事業者（8市8町）が事業統合	10年
H31.4	かずさ水道広域連合企業団	321,500人	千葉県君津地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（4市）が事業統合	12年2ヶ月
H31.4 R5.4	田川広域水道企業団	94,150人 ※1市3町の 計画給水人口の合計	福岡県田川地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（1市3町）が経営の一体化 令和5年4月に事業統合	10年8ヶ月
R2.4	佐賀西部広域水道企業団	154,600人	佐賀西部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（3市3町1企業団）が事業統合	12年2ヶ月
R2.4	群馬東部水道企業団	454,000人	群馬県東部地域の水道事業一元化の次のステップとして、用水供給事業者（1企業局の2事業）と受水事業者（1企業団）が事業統合	4年
R4.4	磯城郡水道企業団	45,600人	奈良県磯城郡の複数の水道事業者（3町）が経営の一体化	7年9ヶ月
R5.4	広島県水道広域連合企業団	571,000人	広島県内の用水供給事業者（広島県）と水道事業者（9市5町）が経営の一体化	6年6ヶ月



## 6. 官民連携の推進について

官民連携手法	PFI (コンセッション方式)			
	PFI (従来方式)		【事業経営】	
	DB又はDBO方式		+	
	一般的な業務委託 (個別・包括委託) 水道法による第三者委託		料金の設定・収受※ ※) 条例で定められた範囲に限る。	
契約期間	3~5年が一般的	5~20年程度	20年程度	20年以上が一般的 (他分野の例)
メリット	水道事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的な知識が要求される業務において、<b>民間の技術力</b>を活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性能発注による民間のノウハウの活用</li> <li>業務遂行のための人材の補完</li> <li>長期、包括の委託により、さらに業務の効率化が図られ、財政負担の軽減</li> <li>PFIでは、<b>民間の資金調達</b>により、財政支出の平準化が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間の技術力や<b>経営ノウハウ</b>を活かした事業経営の改善</li> <li>技術職員の高齢化や減少に対応した<u>人材確保・育成、技術の承継</u></li> <li>民間の資金調達・運営権対価による<u>財政負担の軽減</u></li> </ul>
	民間企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転・維持管理業務全般を包括して受託することにより、効率的な事業運営が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性能発注による裁量の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業経営への<u>参画が可能</u></li> <li>事業運営についての<u>裁量の拡大</u></li> <li>一定の範囲での<u>柔軟な料金設定</u></li> <li>抵当権の設定による<u>資金調達の円滑化</u></li> </ul>



業務分類(手法)	制度の概要	取組状況及び「実施例」
一般的な業務委託 (個別委託・包括委託)	○民間事業者のノウハウ等の活用が効果的な業務についての委託 ○施設設計、水質検査、施設保守点検、メーター検針、窓口・受付業務などを個別に委託する個別委託や、広範囲にわたる複数の業務を一括して委託する包括委託がある	運転管理に関する委託：3,259施設※（596水道事業者等） 【うち、包括委託は、1,124施設※（181水道事業者等）】
第三者委託 (民間業者に委託する場合と他の水道事業者に委託する場合がある)	○浄水場の運転管理業務等の水道の管理に関する技術的な業務について、水道法上の責任を含め委託	民間事業者への委託：294施設※（56水道事業者等） 「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業」、 「箱根地区水道事業包括委託」ほか  水道事業者等（市町村等）への委託：23施設※（14水道事業者等） 「横須賀市 小雀浄水場」、「周南市 林浄水場」ほか
DBO (Design Build Operate)	○地方自治体（水道事業者）が資金調達を担い、施設の設計・建設・運転管理などを包括的に委託	19案件（20水道事業者等） 「函館市 赤川高区浄水場他」、「弘前市 樋の口浄水場他」、 「小山市 若木浄水場他」、「横浜市 西谷浄水場排水処理施設」、 「小田原市 高田浄水場」、「枚方市 中宮浄水場」、 「橋本市 橋本浄水場」、「下関市 長府浄水場」ほか
PFI (Private Finance Initiative)	○公共施設の設計、建設、維持管理、修繕等の業務全般を一体的に行うものを対象とし、民間事業者の資金とノウハウを活用して包括的に実施する方式	12案件（9水道事業者等） 「夕張市 旭町浄水場等」、「横浜市 川井浄水場」、 「岡崎市 男川市浄水場」、「神戸市 上ヶ原浄水場」、 「埼玉県 大久保浄水場排水処理施設等」、「千葉県 北総浄水場排水処理施設 他1件」、 「神奈川県 寒川浄水場排水処理施設」、「愛知県 知多浄水場等排水処理施設 他2件」、 「東京都 朝霞浄水場等常用発電設備」
公共施設等運営権方式 (コンセッション方式)	○PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設（水道事業の場合、水道施設）について、水道施設の所有権を地方自治体が有したまま、民間事業者等に当該施設の運営を委ねる方式	1 案件（1水道事業者等） 「宮城県 上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）」 （令和4年4月 事業開始）

※令和4年度厚生労働省水道課調べ

※浄水施設のみを対象

## 背景

①職員数減少  
「ヒト」



上下水道職員の不足  
技術力の不足、継承困難

②施設老朽化  
「モノ」



上下水道施設の更新需要増加  
ストック増による維持管理費増加

③収入減少  
「カネ」



水道料金・下水道使用料収入  
の減少



**職員不足の補完、民間の経営ノウハウや創意工夫等による事業の効率化、経営改善が必要**

## ウォーターPPPの概要

- 水道、下水道、工業用水道において、①長期契約により、②施設の管理と更新を一体で、③性能発注や④プロフィットシェアを盛り込んで、民間に委託する、新たな官民連携の枠組み
- 上下水道分野で、令和13年度までに200件（水道100件、下水道100件）のウォーターPPPの具体化を狙う（PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)）

ウォーターPPP	
公共施設等運営事業(コンセッション方式)	管理・更新一体マネジメント方式
長期契約(10~20年)	長期契約(原則10年)
性能発注	性能発注
維持管理	維持管理
修繕	修繕
更新工事	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【更新実施型の場合】 更新工事</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM)</div> </div>
運営権(抵当権設定)	↑ どちらか選択 ↑
利用料金直接收受	

水道事業者等と民間事業者との連携を促進することを目的とし、全国各地で「官民連携推進協議会」を開催している。

## 令和5年度の開催実績

	開催時期	開催地
第1回	7月20日(木)	福島県郡山市
第2回	9月6日(水)	鹿児島県鹿児島市
第3回	10月25日(水)	愛知県名古屋市
第4回	12月11日(月)	大阪府大阪市

## 令和5年度の参加状況

R5	開催地	参加団体数		参加者数
		水道事業者等	民間事業者	
第1回	福島県	25団体	32団体	101人
第2回	鹿児島県	20団体	44団体	125人
第3回	愛知県	11団体	51団体	125人
第4回	大阪府	27団体	53団体	158人

## 令和5年度の実施内容

### ○厚生労働省及び水道事業者等の取組の発表

- ・官民連携に関する取組紹介
  - 官民連携の推進について
  - ウォーターPPPに関する取組等について  
(厚生労働省・経済産業省)

### ・ウォーターPPP類似案件の事例紹介

- 守谷市上下水道施設管理等包括業務委託（茨城県守谷市）
- 荒尾市水道事業の包括委託（熊本県荒尾市）など

### ・コンセッション事業の事例紹介

- 大阪市工業用水道特定運営事業等  
(みおつくし工業用水コンセッション株式会社)

### ○フリーマッチング

水道事業者等と民間事業者が個別に対面し、自由に意見交換を実施。

- ↳ 官民連携における取組・提案
- ・水道事業者が抱える課題への対応方策



※) 令和6年度についても継続して実施します。

## 7. 適切な資産管理について

適切な資産管理の推進により期待される効果

点検を含む  
水道施設の維持  
及び修繕

水道施設台帳  
の作成

水道施設の  
計画的な更新等

水道施設の適切な管理  
(維持管理水準の底上げ)

- 老朽化等に起因する事故の防止
- 点検・補修履歴等を含め、水道施設の適切な把握に基づく管理の実施

大規模災害時等の  
危機管理体制の強化

- 大規模災害時に円滑に応急対策活動できるよう、水道施設の基礎情報を整備・保管

アセットマネジメント  
の精度向上

- 長寿命化による投資の抑制
- 保有資産の適切な把握とその精度の向上
- 水道施設の更新需要の平準化

広域連携や官民連携等  
のための基礎情報として活用

- 広域連携や官民連携等の実現可能性の調査・検討等に用いる施設整備計画・財政計画等の作成に活用



## 点検を含む水道施設の維持及び修繕（法第22条の2関連）

- ・点検等を通じて施設の状態を適切に把握した上で、必要な維持及び修繕を行うこと

### 1. これまでの主な施策

- 平成30年水道法改正により、水道事業者による維持・修繕について義務化。併せて、点検について、水道技術管理者の事務に追加
- 令和元年に「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」を策定
- 和歌山市における水管橋崩落事故を受け、水管橋及び橋梁添架管に係る点検に関する省令改正（水管橋等の点検義務化）
- 水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドラインを改訂

### 2. 現状

- 点検の実施率は**92.0%**。修繕の実施率は**92.7%**(R5.3現在)

年度	点検の実施状況 (実施+概ね実施)	修繕の実施状況 (実施+概ね実施)
R3.3	<b>79.2%</b> (1108/1399事業)	<b>77.3%</b> (1082/1399事業)
R5.3	<b>92.0%</b> (1274/1385事業)	<b>92.7%</b> (1284/1385事業)

※上記（R5.3）については、改正水道法施行から約3年半が経過した時点。水道法施行規則ではコンクリート構造物について5年に1回以上の点検を求めている。

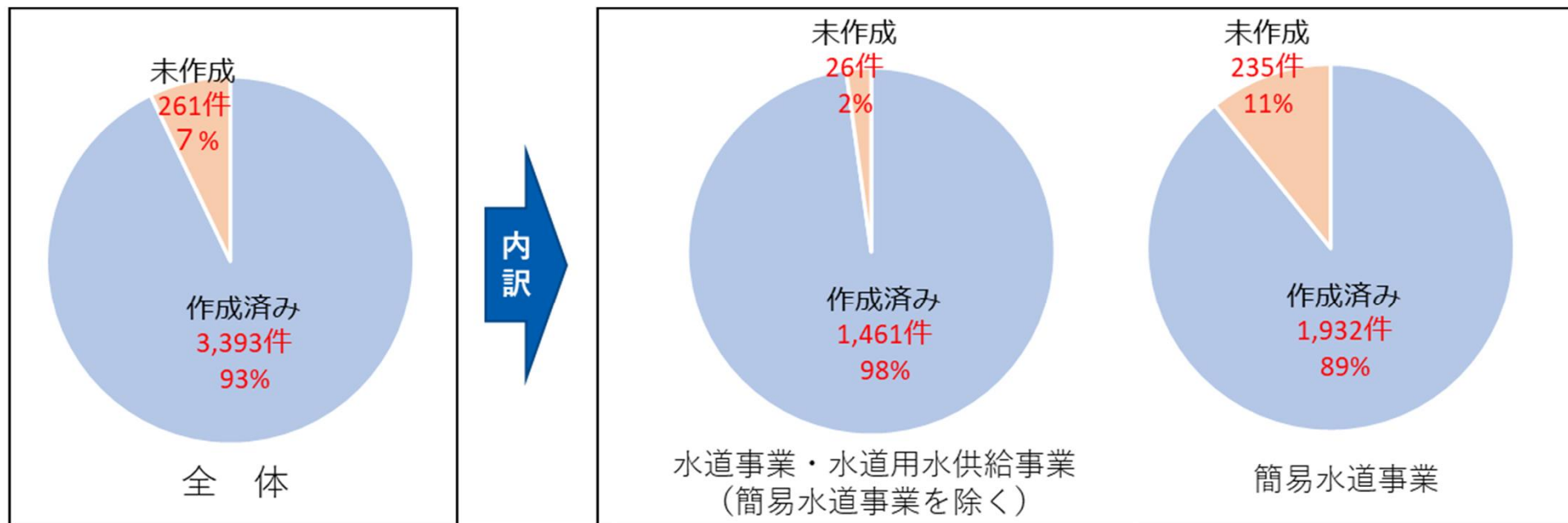
- **水管橋及び橋梁添架管に対しても、5年に1回以上の点検及び点検・修繕記録の保存等を義務付ける（令和6年4月1日施行）**

### 3. 当面の対応策

- 水管橋等に係る点検・修繕記録の保存等を義務付ける省令改正が令和6年4月1日に施行されたことから、引き続き、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」の周知を図るなど、水道事業者等に対して指導・助言を行う

## 水道施設台帳の作成状況

- ・ 水道施設台帳を作成している水道事業者等は全体の**約93%**
- ・ 水道事業（簡易水道事業を除く）では**約98%**が作成しているが、簡易水道事業では**約89%**にとどまる
- ・ 未作成の水道事業者等においては早急な作成が求められる



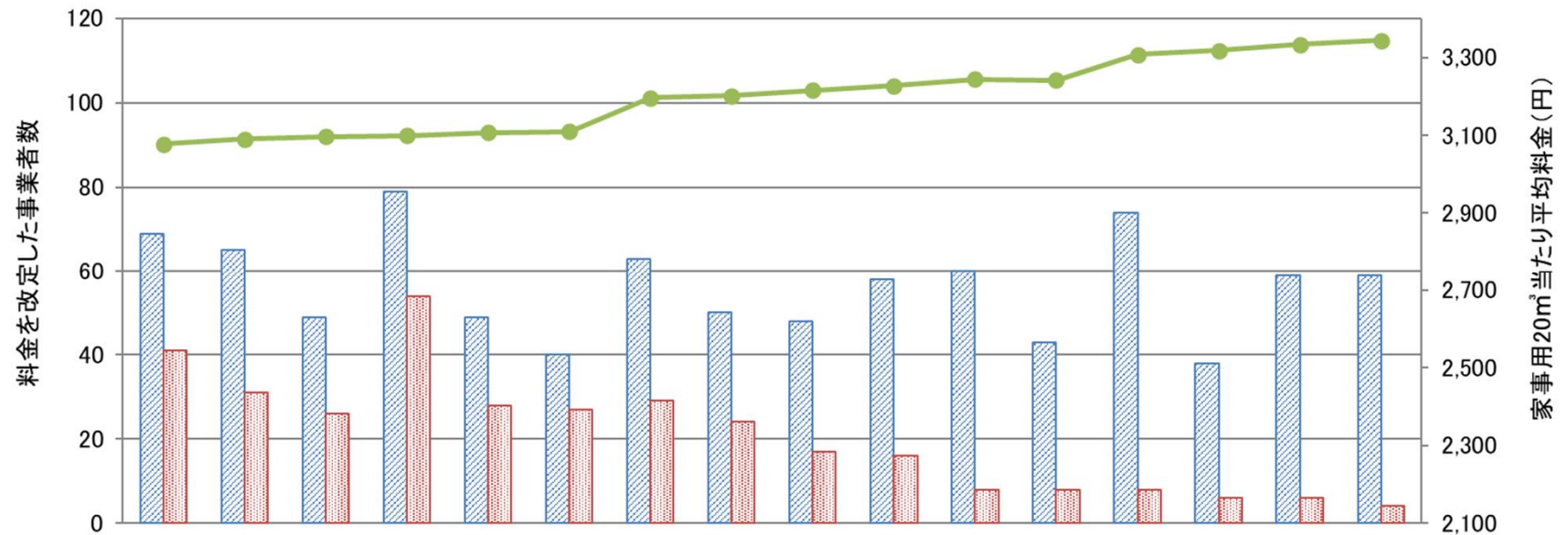
※未回答の事業者を含む

(令和5年10月1日 厚生労働省水道課調べ)

「水道施設台帳の作成及び保管の徹底について」（令和6年2月14日付課長通知）

- ・ 未作成の水道事業者等を公表
- ・ 未作成の水道事業者等に対し、早急に水道施設台帳の作成・保管を要請
- ・ 認可権者である各都道府県水道行政担当部局に対し、引き続き適切な指導・監督を要請

- 水道料金の平均は近年わずかに上昇傾向にあり、値下げ事業者数は減少傾向にある  
 ※令和2年度は料金改定事業者数が直近15年間で最も少なかったが、新型コロナウイルス感染症の影響等によるものと考えられる
- 事業運営のために本来必要となる水道料金の値上げを実施しない場合、一般会計からの繰入れ(税金)による対応をとらない限り、老朽化した施設の更新などに必要となる財源を十分確保することができず、漏水等のリスクを抱える可能性が高くなる。



年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
値上げ事業者数 <sup>1)</sup>	69	65	49	79	49	40	63	50	48	58	60	43	74	38	59	59
値下げ事業者数	41	31	26	54	28	27	29	24	17	16	8	8	8	6	6	4
料金改定事業者数	110	96	75	133	77	67	92	74	65	74	68	51	82	44	65	63
家事用20m <sup>3</sup> 平均料金(円)	3,077	3,090	3,096	3,099	3,107	3,109	3,196	3,202	3,215	3,228	3,244	3,241	3,307	3,317	3,334	3,343

1) 料金体系の改定を含む 2) 出典「水道料金表(令和5年4月1日現在)」公益社団法人 日本水道協会

- 料金改定については、利用者に対してわかりやすく丁寧に説明し、理解を得ることが必要である。
- 他の水道事業者の料金改定時の検討資料等もご参考に、引き続き料金の適切性確保や利用者への理解促進に努めていただきたい。

	改定事業者数	平均改定率	前回改定からの平均期間	備考
全改定事業者	63	11.1%	5.0年	
値上げ事業者※	59	12.2%	4.7年	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 最高値上げ率54.0%</li> <li>● 最長改定期間26年</li> <li>● 15%以上値上げ事業者数19</li> </ul>
値下げ事業者	4	-5.2%	4.1年	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 最高値下げ率-8.2%</li> <li>● 最長改定期間7年8ヶ月</li> </ul>

※改定率0.0%の8事業者を含む

出典「水道料金表(令和5年4月1日現在)」公益社団法人 日本水道協会

### 令和4年度以降に料金改定を実施した水道事業者における、検討状況(参考事例)

- 宇治市水道事業経営審議会(令和4年度改定)

<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/56/6348.html>

- 播磨町上下水道運営委員会(令和5年度改定)

<https://www.town.harima.lg.jp/jougesui/jougesuidouunneiinkai.html>





水道事業の経営に関する広報パンフレット「いま知りたい水道」

↑いま知りたい水道



いま  
知りたい  
水道

—日本の水道を考える—

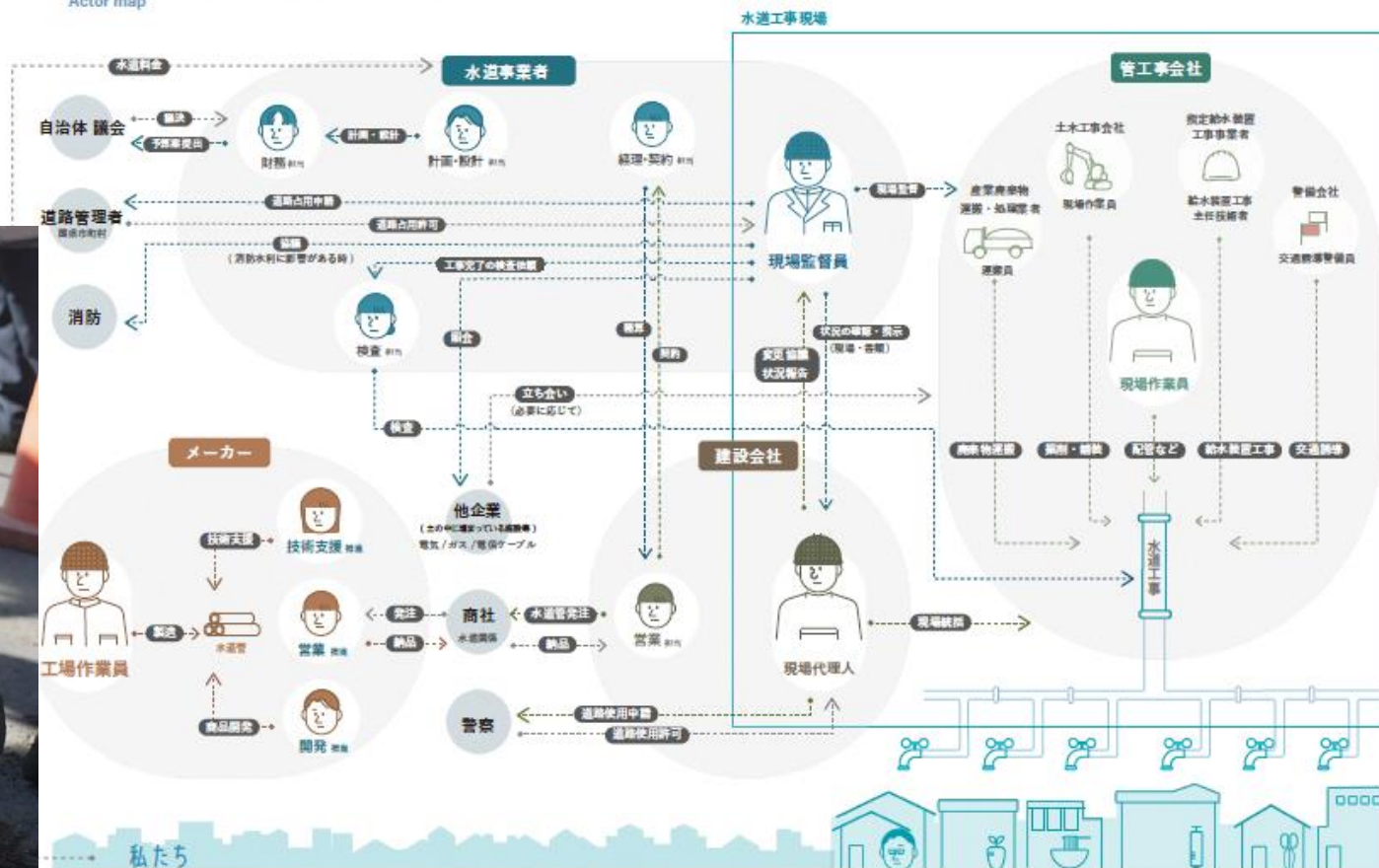


いま  
知りたい  
水道

水道工事に関わる人たち

## 水道工事に関わる人たち

Actor map



New !

今知りたい水道 水道工事に関わる人たち  
令和6年3月に公表しました



## <背景>

- 人口減少社会における健全かつ安定的な水道事業運営に向け、管径のダウンサイジングを実施したいが、消防水利の基準がネックとなり、実施できない。
- 『消防力の整備指針及び消防水利に関する検討会報告書（H31.3）』にて、「地域の状況に応じて必要な水量を確保していく方針等を検討していくことが適当である。また、消防部局と水道部局が協議する仕組みを作っていくことが重要」と結論してから3年が経過。
- 令和4年地方分権改革提案にて消防水利の基準における水道管の緩和要件の追加が提案。

消防水利の基準（昭39 消防庁告示7）における消火栓を設置する水道配管の管径基準については、地域の実情に応じて緩和できるよう、関係者の意見や科学的な検証を踏まえ検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。



## 改正消防水利の基準第3条第3項

前項の規定にかかわらず、配管前に取水可能水量を解析し、かつ、配管後に消火栓からの流量を実測した結果、必要給水能力を有すると認められるときは、管の直径を七十五ミリメートル以上にすることができる。ただし、消火栓の位置その他消防水利の状況を勘案し、地域の実情に応じた消火活動に必要な水量の供給に支障のないように留意しなければならない。

## 8. サイバーセキュリティについて

# 水道施設の技術的基準におけるサイバーセキュリティ対策の概要

- サイバーセキュリティ基本法に基づく施策の一環として、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画」において、必要に応じて情報セキュリティ対策を関係法令等の保安規制に位置づけることが求められたところ。
- これを踏まえ、水道施設の技術的基準を定める省令を令和元年に改正し、水道施設の施設基準においても、サイバーセキュリティ対策を強化するために必要な措置を講じる旨を規定。

## ■ 水道施設の技術的基準を定める省令 第1条11の第2項（施行期日：令和2年4月1日）

施設の運転を管理する電子計算機が水の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないように、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保するために必要な措置が講じられていること。

## ■ 「水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について」（令和元年9月30日付け薬生水発0930第7号）

- 対象とするシステムは、水の供給に影響を与える**制御系システム**（浄水場の監視制御、ポンプ場の運転、水運用等）に使用されている**電子計算機**※。
- サイバーセキュリティを確保するために必要な措置とは、以下をいう。
  - 電子計算機へアクセスする者について**主体認証を行うことができる機能を有すること**。
  - 不正プログラム対策として、**アンチウイルスソフトウェアが導入され、常に最新の状態が保たれていること**。
  - セキュリティ更新プログラムの提供等の**サポートが終了したオペレーティングシステムが使用されていないこと**（外部ネットワークからの分離、USBメモリ等の外部記憶媒体からの感染防止対策等、**不正プログラムの侵入を防ぐ措置が講じられている場合はこの限りではない**）。
  - 電子計算機は、部外者がみだりに立ち入ることができないよう、障壁、施錠等により他の区域から隔離され、**人の入退室を制限することができる場所に設置**されること。

※電子計算機とは、コンピューター全般を指し、情報システムを構成するサーバ、端末、周辺機器等の装置全般。